

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料第二開発室の 管理区域内における汚染について (説明資料)

平成31年3月14日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



原子力施設故障等報告書(法令報告)第2報の構成

3月13日に提出した法令報告第2報の構成は以下のとおり。本日は主に下線部についてご説明。

- 1. 件名
- 2. 事象発生の日時
- 3. 事象発生の場所
- 4. 状況(事象発生に至る経緯、事象発生時の状況など)→法令報告第1報から修正
- 5. 環境への影響
- 6. 事象発生場所の復旧の状況
- 7. 原因
- 8. 対策
- 9. 更なる改善事項の抽出の状況
 - •汚染発生までの作業の流れと行動
 - •汚染発生から管理区域退域までの行動
- 10. 大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染事故を踏まえたプルトニウム燃料技術開発センターにおける予防処置活動と本事象における検証及び対策
- 11. 今後の対応



1. 概要及び事象発生時の状況

法令報告第2報別添 p1~p6

概要

発生日時: 平成31年1月30日(水)14:24 発生場所: 核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム燃料第二開発室 粉末調整室(A-103)(管理区域)

事象概要:粉末調整室(A-103)のグローブボックスNo.D-8から

プルトニウムとウランの入った貯蔵容器(2本)(注1)を

グローブボックスからバッグアウトする作業(参考資

料-1参照)を 行っていたところ、汚染事象が発生し

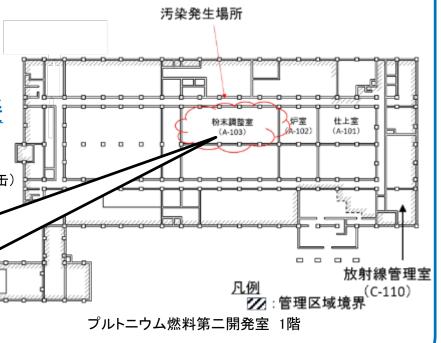
た。

注1:ステンレス製とアルミニウム製の缶、各1本(以下、ステンレス缶とアルミ缶)

貯蔵容器梱包物(アルミ缶)

汚染発生原因となった貯蔵容器 梱包物(ステンレス缶)





背景

- ・プルトニウム燃料第二開発室では、核燃料物質を収納した貯蔵容器を二重の樹脂製の袋で包蔵し、 貯蔵室で貯蔵管理している。この樹脂製の袋の健全性については、管理基準に基づき樹脂製の袋を 定期的に交換することで保持している。
- ・<u>事象発生時は、上記の管理基準に基づき貯蔵容器2本について、貯蔵室から粉末調整室(A-103)に</u> 運搬し、樹脂製の袋(二重)の交換作業を実施していた。



(AEA) 1.2 事象発生に至る経緯及び事象発生の状況(1/2)

日付	時間	内容
平成31年 1月30日	13:40頃	核物質管理課員が、プルトニウム燃料第二開発室プルトニウム・ウラン貯蔵室内の棚から樹脂製の袋の交換が必要な貯蔵容器2本(アルミ缶、ステンレス缶)の取出作業を開始。
	13:55頃	核物質管理課員が、運搬車を用いて、プルトニウム・ウラン貯蔵室から粉末調整室(A-103)に貯蔵容器2本を運搬する。
	14:00頃	核物質管理課員が運搬車から貯蔵容器2本を取出し、廃止措置技術開発課員に引き渡す。粉末調整室(A-103)のグローブボックスNo.D-8において、廃止措置技術開発課員3名で貯蔵容器のバッグイン作業を開始。 同室で6名が他作業を実施。
	14:10頃	グローブボックスNo.D-8において、貯蔵容器のバッグアウト作業を開始。
	14:20頃	バッグアウト物(ステンレス缶)の二重梱包を実施したところ、二重目の樹脂製の袋表面より汚染を検出。
	14:24	α線用空気モニタ(α-8)警報吹鳴。 作業員はバッグアウト物を大きなビニル袋に収納し、同室内の安全な場所(風上)に退出し、相互 汚染検査、汚染部位の簡易固定を開始。
	14:27	α線用空気モニタ(α-10)警報吹鳴。
	14:45	プルトニウム燃料技術開発センターに現場指揮所を設置。
	14:50	粉末調整室(A-103)の空気中放射性物質濃度が立入制限区域の設定基準を超える可能性があることから、同室を立入制限区域に設定。
	14:57	モニタリングポスト及びステーションの値に変動がないことを確認。(警報吹鳴時以降のトレンドも確認)
	14:58	核燃料サイクル工学研究所に現地対策本部を設置。
	15:00頃	作業員9名を隣室の炉室(A-102)へ退出させるため、炉室(A-102)の養生を開始。



(AEA) 1.2 事象発生に至る経緯及び事象発生の状況(2/2)

日付	時間	内容
平成31年 1月30日	15:12	プルトニウム燃料第二開発室の排気モニタに異常のないことを確認。
	15:20頃	炉室(A-102)の養生が終了したことから、作業員9名の炉室(A-102)への退出を開始。(15時22分頃、9名全員の退出を完了)
	15:22	立入制限区域を設定することとなったことから、本事象が法令報告に該当するものと判断。
	15:29	廊下に退出するためのグリーンハウス設置を指示。
	15:36	本事象が法令報告に該当するものと判断したことを原子力規制庁へ報告。
	16:00頃	汚染拡大防止のための粉末調整室(A-103)、炉室(A-102)の扉の目張りを終了。
	16:22頃	炉室(A-102)での汚染処置を終了次第、順次、仕上室(A-101)へ退出開始。
	16:31	廊下のグリーンハウスへの受入準備が完了。
	17:33頃	作業員1名が仕上室(A-101)から退出開始。
	18:14頃	2名の身体汚染検査及び鼻スミヤに異常のないことを確認。
	18:30頃	2名の身体汚染検査及び鼻スミヤに異常のないことを確認。
	18:57頃	3名の身体汚染検査及び鼻スミヤに異常のないことを確認。
	19:08頃	2名の身体汚染検査に異常のないことを確認。 作業員全員が仕上室(A-101)から退出終了。
	19:18	2名の鼻スミヤに異常のないことを確認。(9名全員の身体汚染検査及び鼻スミヤに異常のないことを確認)
	19:50	作業員9名が管理区域から退出完了。



) <u>1.3 貯蔵容器のイメージ図</u>



アルミ缶ステンレス缶貯蔵容器

化学名:可塑化ポリ塩化ビニル混合物成 分:ポリ塩化ビニル 60%~70%

可塑剤 23%~33%

その他 3%~11%

厚 さ:0.3 mm

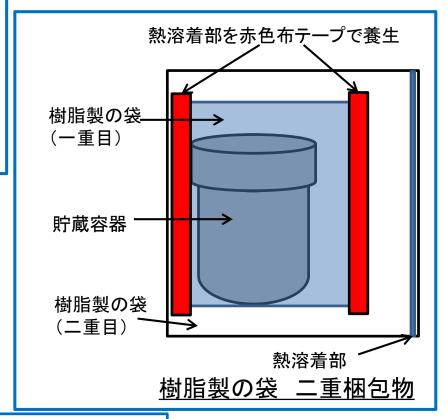


樹脂製の袋

強度物性 (カタログ値)

引張り強度	1470 N/cm² 以上
伸び	200%以上

貯蔵容器寸 法重量ステンレス缶直径:約11cm、高さ:約22cm約0.5kgアルミ缶直径:約12.5cm、高さ:約25cm約1.9kg





1.4 当該事象の発生した貯蔵容器について



(平成31年1月30日 21時40分頃 撮影)

事象発生後の貯蔵容器の状態

樹脂製の袋の交換アイテム(H31.1.30)の情報

核物質防護上の観点から**嫌**の 箇所は非開示とする

容器材質	内容物	MOX重量(g)	Pu重量(g)	前回の樹脂製袋の交換日
アルミ缶	MOX粉末			H26.11.12
ステンレス缶	MOX粉末			H30.3.27

(AEA) 1.5 事象発生時に作業員が着装していた防護具(1/2)

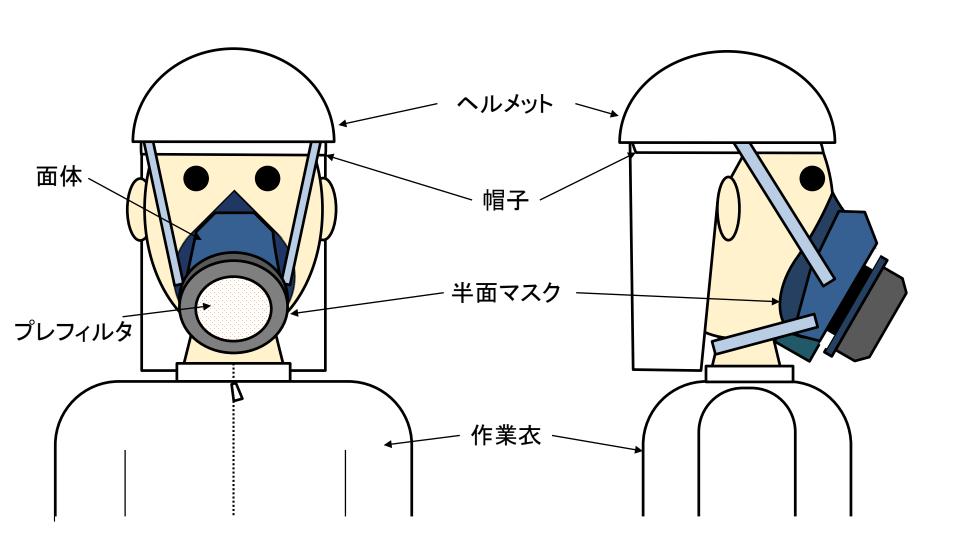




前面背面



(AEA) 1.5 事象発生時に作業員が着装していた防護具(2/2)



顔部の拡大図



1.6 α 線用空気モニタ(α -8) 警報吹鳴時の人員配置

A:D-16からD-8へ移動中

B:二重目溶着主作業

②:二重目溶着補助作業

①: 搬出作業後の後片付け

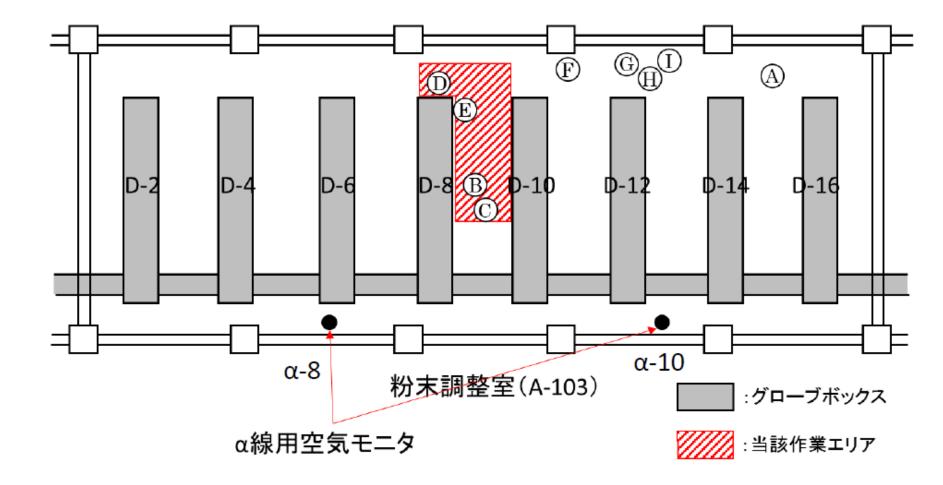
(ご):グローブボックス内整理作業

F:D-16からD-8へ移動中

⑤: 運搬作業の待機中

日: 運搬作業の待機中

①: 運搬作業の待機中





1.7 作業員の退出経路



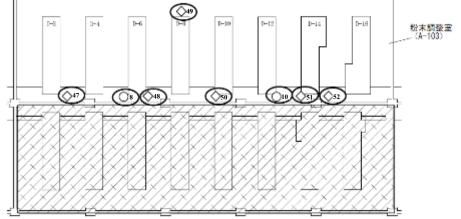


1.8 管理区域内の汚染の状況(1/4)

<u>① 粉末調整室(A−103)内の空気汚染の状況(1/2)</u>

空気中放射性物質の濃度

- 1月30日 事象発生時に、 α 線用空気モニタ(α -8、 α -10)の指示値が約3100 cpm及び約1000 cpm(1週間の平均濃度として評価した値でそれぞれ9.1×10⁻⁷Bq/cm³、2.9×10⁻⁷Bq/cm³)に上昇(警報設定値: 7×10⁻⁸Bq/cm³)
- その後は安定し、ほとんど変動がない状態(α-8:9.8×10⁻⁷Bq/cm³、α-10: 2.9×10⁻⁷Bq/cm³)を継続
- 同日21時45分頃、α線用空気モニタ(α-8、α-10)のろ紙を交換した結果、 指示値が約380 cpm及び約120 cpmまで低下



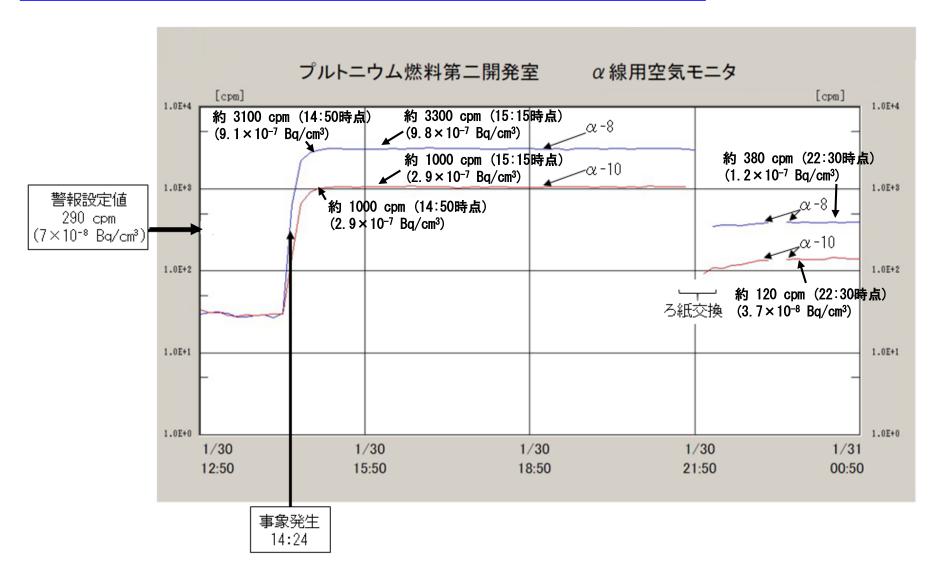


粉末調整室(A-103)の α 線用空気モニタ、及びエアスニファの位置



1.8 管理区域内の汚染の状況(2/4)

① 粉末調整室(A-103)内の空気汚染の状況(2/2)



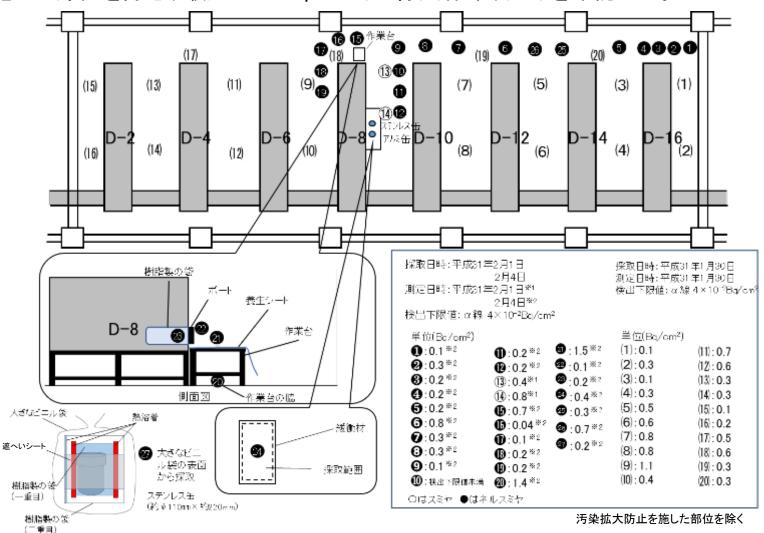
 α 線用空気モニタ(α -8、 α -10)指示値のトレンド



1.8 管理区域内の汚染の状況(3/4)

② 粉末調整室(A-103)内の表面汚染の状況

粉末調整室(A-103)の床面、作業台等の汚染検査(スミヤ法)の結果、汚染拡大防止措置を施した部位を除き、最大で1.5Bq/cm²(α 線)(作業台上)を確認した。



粉末調整室(A-103)の床面の汚染検査の結果(2月4日 17時現在)



1.8 管理区域内の汚染の状況(4/4)

③ 粉末調整室(A-103)以外の管理区域内の汚染の状況

〇退出経路の汚染状況

• 退出経路として使用した炉室(A-102)のエアスニファ(A/S-53)のろ紙及び仕上室(A-101)のエアスニファ(A/S-55、A/S-56)のろ紙を交換し測定した結果(採取日時;1月25日10時00分~1月30日21時45分)、いずれも管理目標値(7×10-8 Bq/cm3)以下を確認

○その他の汚染状況

以下のことから、汚染は施設内の管理区域の限定された範囲に留まっていることを確認

- 平成31年1月30日、グリーンハウスから全員退出した後に、グリーンハウスの内側18点及び外側周辺の床面17点について実施した汚染検査(スミヤ法)の結果、全て管理目標値(検出下限値(α:0.04Bq/cm²)に同じ)以下を確認した。
- 1月25日~2月1日の期間に施設内のα線用空気モニタ、エアスニファのろ紙に捕集された空気中放射性物質(全α放射能)を測定した結果、全て管理目標値以下を確認した。なお、粉末調整室(A-103)に接している粉末調整室(F-103)及びフィルタ室(C-215)のろ紙から検出下限値を超える値を検出した(最大でα:1.4×10⁻⁸ Bq/cm³(管理目標値の1/5))。それらの部屋の床・壁・天井の表面密度測定の結果は全て管理目標値(検出下限値(α:0.04Bq/cm²)に同じ)以下であった。
- 1月25日~2月22日の期間に同施設排気モニタのろ紙に捕集された排気中放射性物質を測定した結果、検出下限値(α:1.5×10⁻¹⁰Bq/cm³)未満であった。



2. 事象発生場所の復旧の状況

(立入制限区域の解除及び解除後の管理)

法令報告第2報別添 p9~p12



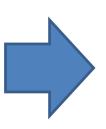
2.1 粉末調整室(A-103)内の汚染検査・除染作業(1/3)

1. 汚染検査・除染作業の概要

- 最初に、床の簡易除染を実施した。
- 天井、壁及び床を基本的に約2m×2m、グローブボックス外表面を3区画、側面を1区 画に区画化した。
- 除染前の汚染検査は、区画ごとにネルスミヤ(約10cm角の布)による拭き取りを行い、 拭き取った約10cm角の布のダイレクトサーベイによって、表面密度を測定した。
- 除染は、水で湿らせた紙タオルを用いて、管理目標値(0.04Bq/cm²)以下となることを 目標に繰り返し実施した。
- 備品・機器類の一部、機器の操作盤等においてスイッチ、表示灯類が入り組んでいるなど拭き残しが生じる可能性がある箇所及び除染しきれなかった床面等については、 汚染検査及び除染作業を行った後、ビニルシートで養生した

2. 汚染検査・除染作業の装備

- 全面マスク(電動ファン付き)
- マスクカバー*
- タイベックス一ツ(二重or三重*)
- RI用ゴム手袋(三重)
- シューズカバー(三重)
- * 天井の汚染検査及び除染作業を行う場合に装着





(三重)

シューズカバー (三重)



2.1 粉末調整室(A-103)内の汚染検査・除染作業(2/3)

3. 床面、天井及び壁の汚染検査・除染作業

- 粉末調整室(A-103)内の床面、天井及び壁の除染作業を行った。
- 除染しきれなかった一部の床面及びダイレクトサーベイの結果、除染しにくい汚染が 検出された区画についてはビニルシートで養生した。

これらの結果、全ての区画において表面密度が管理目標値(0.04Bq/cm²)以下であるこ とを確認した。 単位: Bg/cm² E7-1 E4-1 E3-1 E2-1 E1-1 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 ko.o4 < 0.04 < 0.04 1 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 E7-1 E6-2 E3-2 E2-2 E1-2 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 ko.o4 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 下 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 <0.04 南壁 天井 D-16 D-2 D-14 D-12 D-10 D-8 D-6 D-4 D-2 天-18 〈0.**04** 天-12 〈004 天8 〈0.04 天 〈0 04 天 28 <0.04 天 24 <004 天4 〈004 \$4-1 <0.04 <0.04 <0.04 \$4-2 <0.04 <0<mark>|04−</mark> →<0.04 <0.04− →<0.04 <0.04 <0l04 <0.04 0.07 <0.04 <0.04 <0|04 →<b.04 -**∤**<0.0∦ →<**0**.04 →< Ø.04 →<b.04-→<¢.04 →<0.04 天-35 〈0,04 天-27 <0,04 天-23 〈0,04 天-15 <0.04 天-11 <0,04 天-7 <0.04 天-3 <0.04 N3-1 (0.04 (0.04 (0.04 k0.04 <0.04 < 0.04 <0.04 <0l04 **∤**0.04 0.04 <0.b4 <0.04 <0.04 →<¢.04 →<b.04 **-**><o.ol →<¢.04 **→**<0.04 →<0.04 →<**0**.04 →< b 0.4 →<0.04 天-34 <0.04 天-26 <0.04 天-22 〈0.04 天-10 <0.04 天-6 <0.04 天-14 <0.04 天-2 <0.04 天-18 K0.04 床80 床26 \$2-1 <0.04 <0.04 <0.04 <0.04 <0.04 <0.04 <0.04 <0.04 < 0.04 <0.04 **₹**0.04 0.014 <0.b4 →<d.04 **→**<0.04 →<b.04++<0.0 **→**<0.04 →<**0**.04 →<0.04 天-33 天-29 <0:04 天-25 〈0.04 天-21 <0.04 天-1 床29 床25 床 3 麻9 \$1-2 \$0.04 \$0.04 <0.04 <0!04 0.07. <0.04 < 0.04 k0.04 ≺0.b4 →<0.04 北壁 上 床面 W4-2 W2-2 W1-2 W9-2 W8-2 W7-2 W6-2 W3-2 < 0.04 <0.04 K0.04 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04 凡例 < 0.04 < 0.04 < 0.04 < 0.04

* 床面の数値は簡易除染後の数値を示す

区画名

除染前又は簡易除染後の数値*

→除染後の数値

粉末調整室(A-103)の床面、天井及び壁の除染前後の表面密度

W9-1

< 0.04

< 0.04

< 0.04

W7-1

< 0.04

< 0.04

W6-1

< 0.04

< 0.04

ko.o4

< 0.04

W3-1

< 0.04

< 0.04

W2-1

< 0.04

< 0.04

W1-1

< 0.04

< 0.04

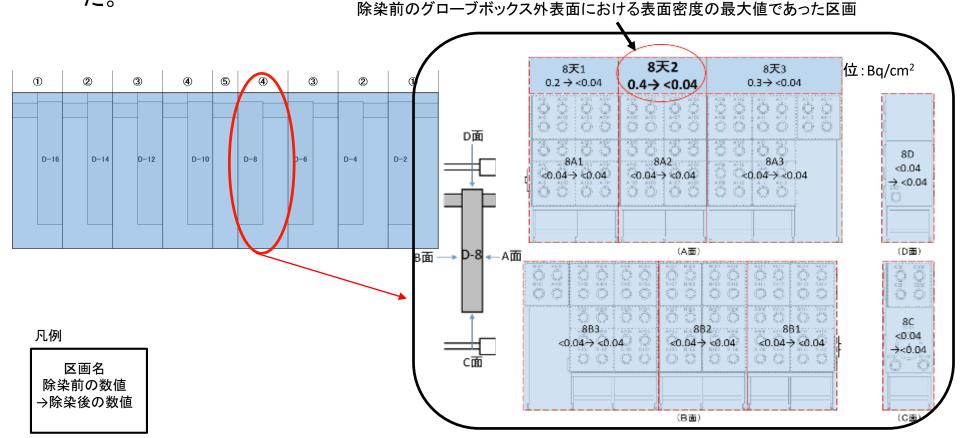
西壁



2.1 粉末調整室(A-103)内の汚染検査・除染作業(3/3)

4. グローブボックス外表面の汚染検査・除染作業

- 粉末調整室(A-103)内の全てのグローブボックス外表面の除染作業を行った。
- 機器類の一部において拭き残しが生じる可能性がある箇所については、ビニルシート で養生した。
- ・ これらの結果、全ての区画において管理目標値(0.04Bq/cm²)以下であることを確認した。



粉末調整室(A-103)のグローブボックス外表面の除染前後の表面密度



2.2 立入制限区域の解除及び解除後の管理

- 除染及びビニルシート養生による汚染固定後の粉末調整室(A-103)について、
 - ① 放射線管理第1課員による汚染検査の結果、粉末調整室(A-103)内の表面密度が管理目標値 (0.04Bq/cm²)以下であること
 - ② α線用空気モニタ(α-8、α-10)及びエアスニファの除染が完了し、粉末調整室(A-103)の空気中放射性物質濃度を適切に測定する環境が整ったこと
 - ③ 粉末調整室(A-103)の空気中放射性物質濃度が、管理目標値(7×10-8Bq/cm3)以下であること

を確認したことから、立入制限区域の設定基準である。

- ▶ 表面密度が4 Bq/cm²を超え、又は超えるおそれがある場合
- ▶ 空気中放射性物質濃度が7×10⁻⁷Bq/cm³を超え、又は超えるおそれがある場合という要件を解除できたと判断し、保安規定に定める手続きを経て、平成31年2月21日に立入制限区域を解除した。







粉末調整室(A-103)の状況



2.3 立入制限区域解除後の粉末調整室(A-103)の管理

- 粉末調整室(A-103)は、核燃料管理者の指示により、当該部屋への入室を自主的に制限し、点検等により入室が必要な場合は、念のため防護装備(全面マスク、シューズカバー等)を装着した上で入室することとした。
- 除染作業については、特殊放射線作業計画を立案し、適切な装備(全面マスク、タイベックスーツ、シューズカバー等)で実施している。除染作業において十分な除染ができない箇所については、塗料等で固定化する。また、制御盤類については、盤内部の汚染状況の調査を行ったうえで、除染を含めた措置方法を見直すこともある。なお、除染作業により、汚染が移行する可能性も考えられるため、再度、粉末調整室(A-103)全体の除染を行う。以上により、汚染発生前の管理状態に戻す。
- 現時点で、除染作業については、2019年6月末までに終了させることを計画しているが、 当該計画は除染作業の進捗に応じて見直すこともあり得る。

除染作業スケジュール

作業項目	3月	4月	5月	6月
除染計画の立案及び作業計 画の作成				
グローブボックス天板除染				
グローブボックス遮蔽体除染				
グローブボックス下部除染				
装置・盤類調査及び除染				
工程室天井・壁・床・グロー ブボックス除染				



3. 放射線管理上の対応に関わる 法令報告第1報からの変更

法令報告第2報別添 p3~p8



(JAEA) 3.1 放射線管理上の対応に係る 法令報告第一報からの主な変更点

変更の概要とその理由	第二報
 第1報では身体汚染検査の詳細を記載せず「皮膚汚染がないことを確認した」と表記したが、複数回の身体汚染検査の結果でこの判断を実施したものであり、その信頼性に係る重要な根拠として、各検査の手順及び結果の詳細を追記するとともに「皮膚汚染はないと判断した」という表記に修正した。 ※この追記にあたり、身体汚染検査の結果については「検出下限値未満」又は具体的な値を記載した。 ※検出下限値の具体的な値及び研究所における考え方を追記した。 ※グリーンハウス内での身体汚染検査での計数を偽計数と判断したこととその根拠、当該部位の処置についても追記した。 	別添本文 P3,4,6,7
• 作業衣の汚染検査結果として記載した最大値について,第1報別添本文には「汚染拡大措置を施した部位を除く最大値」と記載したものの,図(身体サーベイ記録)にはその旨の説明がなく、身体汚染の最大値であるとの誤解を与える可能性があったため、この点に係る説明を追記した。	別添本文 P6, 51~55
• 第1報提出後の保安検査、行動検証等を通じ、空気モニタ警報発生後の放射線管理員の初動対応及び身体汚染検査に係る問題点(場所の選定、測定方法、記録のエビデンスとなるメモの廃棄など)が明らかになったことから、現在までに得られた改善が必要な事項の内容と対策の検討結果を追記した。	別添本文 P21,22
・ 外部被ばく線量の評価結果を追記した。	別添本文 P8



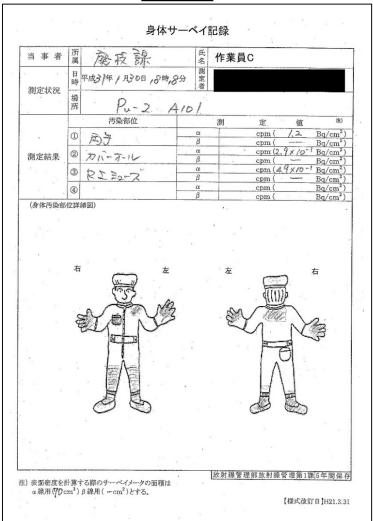
(1) 身体汚染の状況 ①

- ○粉末調整室(A-103)内で作業員自らが作業衣表面等の汚染検査を行い、レベルの高い箇所にテープ等により汚染拡大防止措置をした。この粉末調整室(A-103)内での身体汚染検査と汚染拡大防止措置は退避前の簡易的なものであり、汚染検査の結果は、記録はしていない。
- 〇炉室(A-102)又は仕上室(A-101)への退出後、作業衣の脱装方法、汚染固定方法を判断するため、おおよその汚染範囲やそのレベルの把握を目的とした身体汚染検査を実施した。この結果、全員の手部(RI用ゴム手袋又はビニル袋での養生の表面)、RI作業靴、作業衣及び一部の作業員の帽子に汚染が認められた。これらの汚染は最大で1.2Bq/cm²(α 線)であったが、この値はテープ固定の下及びビニール袋養生の内部(両手部)の汚染は含まれていない。このため今回の事象にかかる身体汚染の最大値ではない。また、作業員9名のうち5名の半面マスクのプレフィルタに最大で0.13 Bq/cm²(α 線)値を検出した。
- ○炉室(A-102)又は仕上室(A-101)での汚染検査については、炉室(A-102)内で記録 担当者が汚染部位及び測定値を記録したメモをもとに、一連の汚染検査が終了した 後、主要な汚染部位と最大値を記載した記録を作成した。

) 3.2 作業員の汚染・被ばくの状況(2/4)

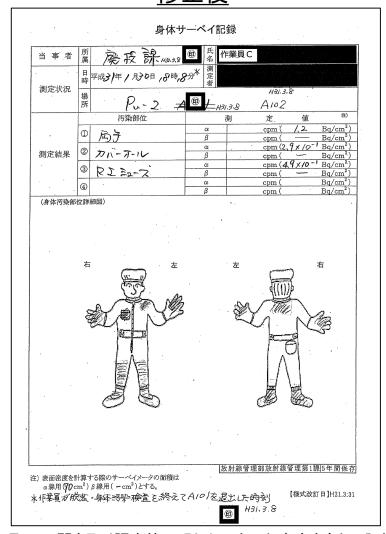
作業衣の脱装前に実施した簡易な身体汚染検査の結果例 - 修正前後の比較 -

修正前



1月30日、メモを元に記録を作成

修正後



3月8日, 聞き取り調査等で明らかになった事実をもとに記録を修正



3.2 作業員の汚染・被ばくの状況(3/4)

(1) 身体汚染の状況 ②

- 仕上室(A-101)における、作業衣・半面マスクの脱装後の作業員の頭部(顔面、頭髪含む)、首、上半身(下着)、下半身(下着)、手、足の汚染検査の結果、全員、検出下限値*1未満であった。
 - *1 核燃料サイクル工学研究所で、身体汚染検査における検出下限値として、 α 線用サーベイメータによる表面密度測定の管理上の検出下限値0.04 Bq/cm²を統一的に用いている。なお、この検出下限値は法令に定める表面密度限度(4 Bq/cm²: α 線)の100分の1。
- 〇仕上室(A-101)での放管員による身体汚染検査を終了した作業員9名のうち6名はグリーンハウスに退出し、1段目及び2段目のグリーンハウス(GH-1及びGH-2)で下着の状態で、3段目のグリーンハウス(GH-3)では新しい作業衣を着用した状態で、廃止措置技術課員による身体汚染検査を受けた。このうち1段目のグリーンハウス(GH-1)内の簡易な身体汚染検査において、作業員Eの帽子及び作業員Cの左腕部の下着(Tシャツ)と皮膚から有意な値(サーベイメータの指示値で約500 dpm)を検出したが、一連の汚染検査の状況や過去の経験などをもとにラドン・トロン子孫核種による偽計数であると判断し、念のため下着の脱衣、皮膚の当該部位の拭き取り、帽子の交換を行った。その後の身体汚染検査の結果は、検出下限値未満であった。グリーンハウス内で身体汚染検査を受けた残りの4名については、全て検出下限値*1未満であった。
- ○残りの3名は仕上室(A-101)内の出口付近で、再度、汚染検査を受けたが全員、検出下限値*1未満であった。
 - 一部偽計数と判断した計数はあったが、その他の複数回の測定において検出下限値 を超える値は検出されなかったことをもって皮膚汚染はないと判断した。

3.2 作業員の汚染・被ばくの状況(4/4)

(2) 内部被ばくの状況

- 〇 鼻腔汚染検査(鼻スミヤ)の結果、全員検出下限値*2未満であった。また、全員の半面マスクの面体内側も検出下限値(α:0.04 Bq/cm²)未満であった。以上のことから、内部被ばくはないと判断した。
 - *2 核燃料サイクル工学研究所で、鼻腔汚染検査(鼻スミヤ)における検出下限値として、α線用放射能測定装置による鼻スミヤ試料測定(測定時間:5分)の管理上の検出下限値0.07 Bqを統一的に用いている。

(3) 外部被ばくの状況

- 〇作業員全員が定常モニタリング用の個人線量計(TLDバッジ)を着用していた。事象発生時に着用していた線量計から得られた値は、1月分の積算線量で、9名の個人最大で0.6mSvであったことから、特に、異常はなかった。
- 〇本事象に係る外部被ばく線量(汚染発生から仕上室(A-101)退出完了までの間の被ばく線量)のみを評価することはできないため、最も線量率の高い粉末調整室(A-103)に、事象発生から仕上室(A-101)退出完了までの時間(約4時間50分)滞在したとの保守的な仮定に基づき評価した結果、本汚染事象に係る線量は2.6×10⁻²mSvであったと評価した。

以上のことから、作業員の外部被ばくについては、本事象による影響はなく、当該四半期 (平成31年1~3月)における実効線量は、所内規則(放射線管理基準)に定める原因調査 レベル(3.7mSv/3月間。被ばく原因の調査を開始する基準)を十分下回る見込みである。



4. 原因及び対策

法令報告第2報別添 p12~p16



4.1 汚染発生及び空気汚染への拡大の原因

本汚染事象が発生した原因を究明するために、作業員からの聞き取り、再現 VTRの撮影、再現模擬試験、解析・評価等を実施した。樹脂製の袋の交換作業 に係る一連の作業の流れに沿って、事実関係を整理し、原因の絞り込みを進め た。

これらの結果から、本事象の原因を以下の通り推定した。

- ステンレス缶表面が核燃料物質により汚れた状態でステンレス缶のバッグ アウト作業が行われ、その過程で樹脂製の袋に穴が開いたことにより汚染 が発生した。
- 樹脂製の袋の穴に気付かずにバッグアウト作業が継続されたとともに、バッグアウト作業後のステンレス缶一重梱包物表面の汚染検査が省略され、引き続き二重梱包作業が行われたことで汚染が拡大し、立入制限区域の設定を必要とする空気汚染に至った。
- 樹脂製の袋に穴があいたことについて、明確な原因を特定することはできなかった。しかし、穴の形状の類似性などから、バッグアウト中にステンレス缶を動かす過程で、熱溶着装置のヘッド部先端に梱包物を接触させたものと推定される。

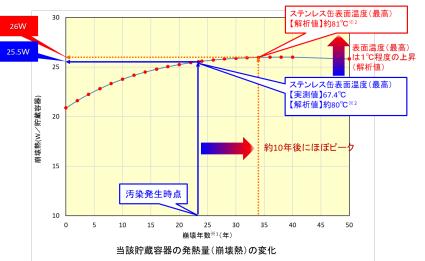
(AEA) 4.2 原因及び対策

原因	対 策
バッグアウトした貯 蔵容器表面が汚れ ていたことに対す る対策	 ・貯蔵容器のバッグアウトは、汚れが少ないグローブボックスで実施する。また、 当該グローブボックス内の清掃又は養生を行いこの状態を維持する。 ・やむを得ず、汚れたグローブボックスでバッグアウトを行う場合は、グローブボックス内のバッグアウトエリアの養生又は汚れを落とした上で作業を行う。
	・バッグアウト時の貯蔵容器表面の拭き取りを必ず実施する。
樹脂製の袋の梱包 物に穴が開いたこ とに対する対策	・バッグアウト作業において、梱包物が突起物等と接触しないように、熱溶着装置のヘッド部先端及び作業台の養生並びに作業台に突起物を置かないことを 徹底する。
	・バッグアウト作業では、むやみに梱包物を動かなさいように手順書を見直す。
汚染を拡大させた ことに対する対策	・バッグアウト対象物の外観確認のタイミングを手順書で明確にする。・作業中に通常と異なる状態が認められた場合には、作業を一旦停止しその内容について作業者間で共有するとともに、ルールに基づき核燃料管理者に連絡する。
	・作業手順のホールドポイント遵守を徹底することを教育する。
	・当日の作業において留意すべき事項(発熱量・温度等)について、現場作業員が確実に理解するように、作業前のミーティングでの確認項目を改善する。
	・樹脂製の袋に対する熱の影響に関する教育を行う。
	・常に、樹脂製の袋の損傷による汚染が発生しうるリスクがあることを考慮し、 汚染を拡大させない措置として、局所的に汚染をとどめるための措置を検討す る(例えば、局所排気装置の使用)。



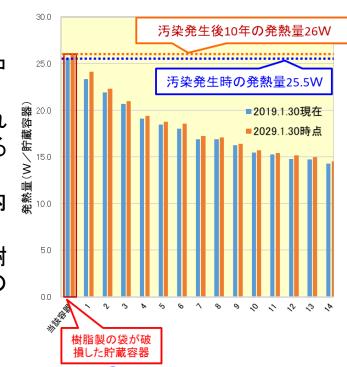
4.3 貯蔵容器の熱解析・評価

- ステンレス缶に充填された核燃料物質の発熱量は、貯蔵中の貯蔵容器で最も高く約25.5 Wであった。 ①
- この発熱量は、今後10年程度でピークの約26 Wになり、これに伴い、当該ステンレス缶の表面温度は、1 °C程度上昇すると評価された。②(参考資料-8参照)
- 貯蔵中の貯蔵容器から発熱量の高い4本選定し、貯蔵棚内 での温度測定を実施した結果、最大で57°Cであった。③
- これらの結果から、今後の貯蔵容器の貯蔵においては、樹脂製の袋の破損試験結果の範囲内であり、現状の樹脂製の袋の交換基準(集積熱量7kWd)での管理は妥当である。



【測定方法】

- 樹脂製の袋二重で梱包物された貯蔵容器側面の上部、中部、下部の3個所に対して、接触式温度計で測定
- 樹脂製の袋の外側から測定



①貯蔵容器毎の発熱量

	上部
貯蔵容器	中部
	下部

		NID (# B /90)						
	No.	測定結果(℃)			発熱量※	酸化物重量	Pu量	
		上部	中部	下部	(W)	(g)	(g)	
3	2	45	<u>57</u>	56	21.9			
3	3	44	56	53	20.7			
	4	48	55	50	19.1			
5	5	42	47	56	18.4			

※汚染発生時点(2019年1月30日)における発熱量

③貯蔵中の貯蔵容器の温度測定結果

②当該貯蔵容器の発熱量(崩壊熱)の変化

※1)計算コードORIGEN2を使用して計算した核燃料物質の分析日からの経過年数



5. 更なる改善事項の抽出 及び改善方針

法令報告第2報別添 p17~p23



5.1 更なる改善対応の概要

- ○本事象の原因に直接関わる行動は、ステンレス缶のバッグアウト作業であり、汚染の発生及び拡大に対する対策を策定した。
- ○しかし、更なる安全性の向上を図るために、汚染発生までの 作業の流れと行動及び汚染発生から管理区域退出までの作 業の流れと行動について、客観的な視点も加え評価を実施し ている。
- 現在までに抽出された更なる改善が必要な事項を以下に示す。
- なお、今後抽出される事項も含め、抽出された各事項に対する対策について検討を継続し、第3報で報告する予定である。



((AEA)) 5.2 汚染発生までの作業の流れとその行動(1/4)

(検証作業中)

【バッグアウト作業】

現在までに確認されている状況と改善が必要な事項	改善の方針
・ 樹脂製の袋破損時に必要な交換用バングを取り付けた予備	・ 予備の袋及び交換用バングを
の袋の準備について手順書への記載なし。	準備する旨手順書に明記。
作業台上の養生、台の縁及び角の養生は、樹脂製の袋の	作業台の養生方法を、より効果
損傷に対して更なる改善余地あり。	的なものに見直す。
・ 貯蔵容器を引き出した際に汚染拡大防止につながる樹脂製	新たなホールドポイントの設定
の袋の外観確認及び汚染検査が手順書に記載なし。	を含め手順書を見直す。
• 核燃料管理者に連絡すべき通常と異なる事象に対して、作業を継続したことで広範囲な空気汚染に至った。	現場の安全確保に必要な情報 の伝達・教育方法を見直す。
・ 重要なホールドポイントである汚染検査及び外観点検が遵守されなかったことで、広範囲な空気汚染に至った。	作業指示方法の見直し及び効果的な教育・訓練方法の検討。

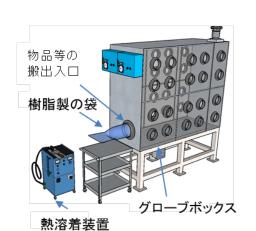


5.2 汚染発生までの作業の流れとその行動(2/4)

(検証作業中)

【バッグアウト作業の 改善案】

:ホールドポイント







5.2 汚染発生までの作業の流れとその行動(3/4)

(検証作業中)

【バッグアウト作業に類似する作業】

現在までに確認されている状況と改善が必要な事項	改善の方針
【バッグ交換作業】・ 旧樹脂製の袋の端を折り返した際に露出する搬出入ポート表面の汚染に対し、汚染拡大防止措置が講じられていなかった。	・露出するポート表面の汚染の拡大防止措置を検討する。
【バッグイン作業】グローブボックス内で樹脂製の袋をハサミで切断する際、誤った場所の切断により袋を損傷し汚染を拡大するおそれがある。	袋の損傷及び汚染拡大防止 の観点で手順書を見直す。

【作業管理体制等】

現在までに確認されている状況と改善が必要な事項	改善の方針
• 現場責任者がグローブ作業を行っていたため、ホールドポイント である外観確認及び汚染検査の省略行為に気付かなかった。	請負作業体制及び機構の指導方法を見直す。



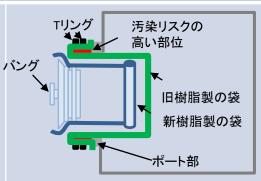
5.2 汚染発生までの作業の流れとその行動(4/4)

(検証作業中)

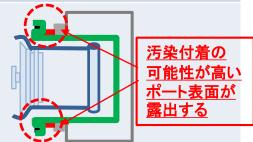
【バッグ交換作業の改善案】

作業の流れ(主要な事項を抽出)

新しい樹脂製の袋を装着した バングを搬出入用ポートに装着 する。

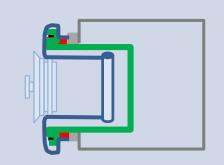


Tリングを1本はずし、旧樹脂製の袋の端を作業者側に静かに 折り返す。



新しい樹脂製の袋をポートの根本までかぶせる。

旧樹脂製の袋の折り返した部 分が戻らないように慎重に行い、 片手で押さえながら被せる。



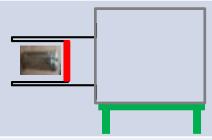
【改善案】

集塵装置の導入等の汚染拡大防止策を検討する。

【バッグイン作業の改善案】

作業の流れ(主要な事項を抽出)

樹脂製の袋を折り返し、 物品を挿入する。

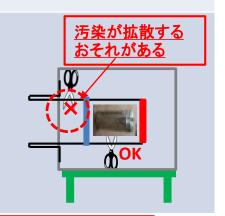


折り返しの端から1~2 cmの部分を熱溶着する。



搬入物品をグローブボックス内に引き入れ、物品が挿入してある側の樹脂製の袋をハサミで切り、搬入物品を取り出す。

開放側の樹脂製の袋を切らないよう熱溶着部から 3cm位離れたところから切り離す。



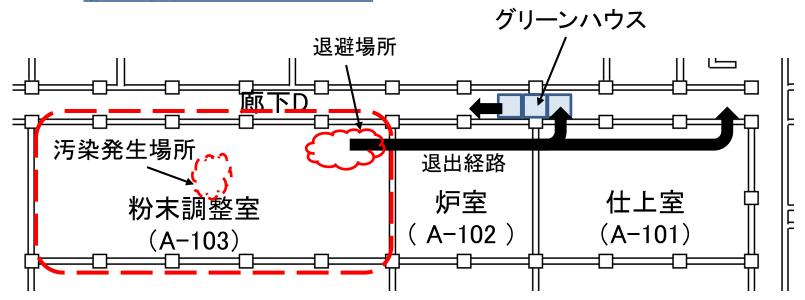
【改善案】

切断前の注意事項を明確にする。



5.3 汚染発生から管理区域退域までの行動(1/3)

粉末調整室(A-103) (検証作業中)



α線用空気モニタの吹鳴後

- ・廃技課作業員Fは、チームリーダから炉室(A-102)への退出指示を受けたが、汚染拡大防止措置実施中のため退出できない旨返答した。その後、作業員Fは、さらに退出指示をチームリーダ等から受けたが、<u>汚染源から離れるのか、炉室(A-102)へ退出するのかわからなかった</u>。その近傍にいた作業責任者を含む同室作業員にも指示内容が伝わらなかった。
- ・廃技課作業員4名は、<u>身体汚染の状況から退出を躊躇し</u>作業員2名は、4名と行動を共にしようと考え、退出が遅れた。

事象発生時のコミュニケーションに問題があった。

ガイドラインに示した「基本的考え方」である内部被ばくの防止を汚染拡大防止よりも最優先することが、基本動作マニュアルに明記されていなかった。



5.3 汚染発生から管理区域退域までの行動(2/3) 料ま調整会(A-102)(投票が業事)

粉末調整室(A-103)(検証作業中)

【警報発生時の退避指示の状況及び作業員の行動(作業員)】

現在までに確認されている状況と改善が必要な事項	改善の方針
 作業員Fは、退出の指示をチームリーダ等から受けたが、 汚染源から離れるのか、炉室(A-102)へ退出するのかわ からなかった。 作業者Fの近傍にいた作業責任者を含む同室作業員にも 指示内容が伝わらなかった。 	 ページング等の活用も視野に、汚染事象発生時の効果的なコミュニケーション方法について検討する。 各職位の役割を再認識させ、汚染事象発生時の適切な行動を徹底させる。
• 廃技課作業員4名は、身体汚染の状況から退出を躊躇し、 作業員2名は、4名と行動を共にしようと考え、退出が遅れ た。	 ガイドラインに示した「基本的考え方」を手順書に明確に記載する。 緊急時に適切な行動が行えるようガイドラインを見直す。 内部被ばくの防止が最優先であることについて教育を行う。 改訂した手順書等を基に、実践的な訓練を実施する。 各職位の役割を再認識させ、汚染事象発生時の適切な行動を徹底させる。



5.3 汚染発生から管理区域退域までの行動(3/3)

粉末調整室(A-103)(検証作業中)

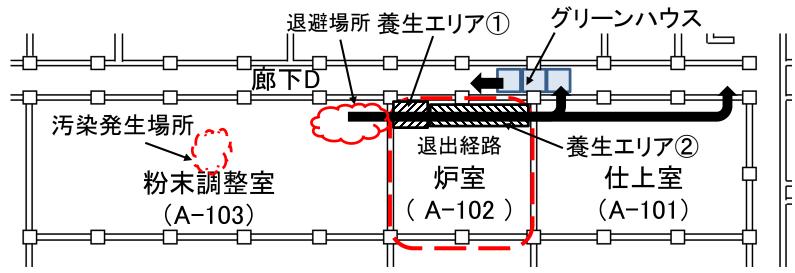
【警報発生後の放管員の初動対応①】

現在までに確認されている改善が必要な事項	改善の方針
・現場指揮所の放射線管理第1課長に入る現場情報が少なく、汚染した作業員の数や汚染状況の把握ができなかったため、放管員の防護装備の確認・指示ができるようになるまでに、時間を要した。	現場と放管、現場指揮所の情報伝達手段を見直す。放管員は現場指揮所等と連携しつつ、現状把握、状況に応じた防護資機材の準備、防護装備の装着が速やかにできるよう、手順を見直すとともに教育・訓練を行う。
汚染した作業員の人数が多かったため、養生及び 防護装備の準備並びに着装が遅れた。	複数者の汚染が発生した場合に備え非常時用防護装備の放管室内での保管数量を増やす。複数者の汚染を想定した備えの重要性に対する意識を放管部署の管理者・放管員が持つよう教育・訓練を見直す。
• (共通)	各職位の役割を再認識させ、汚染事象発 生時の適切な行動を徹底させる。



5.3 汚染発生から管理区域退域までの行動(1/2)

<u>炉室(A-102)</u> (検証作業中)



- •A-103から退出した作業員9名は<u>養生エリア①で待機</u>した。
- ・1人目の作業員EはA-102では身体汚染検査を受けずA-101へ移動した。
- ・放管員は養生エリア②で残りの作業員8名に対し、作業衣の脱装や汚染固定の方法を決めるための<u>簡易な身体汚染検査</u>を行い、汚染が確認された部位に追加で汚染の固定を行った。
- ・放管員は、作業員8名のうち7名について、高いレベルの汚染の固定措置のみを行い、作業衣の上に二重目の作業衣を着用させることで汚染拡大防止を行った後、A-101に移動させた。(1人目の作業員EのA-101における身体汚染検査及び汚染箇所の固定措置に時間を要したため。)
- ・放管員は、作業員Bについて、簡易な身体汚染検査及び追加の汚染の固定をした後、仕上室(A-101)に移動させた(その後二重目の作業衣を着用)。
- ・待機した養生エリア①が狭くクロスコンタミネーションを発生させた可能性がある。
- ・手順書には脱装・汚染固定方法の検討のための簡易検査での測定方法の明示がなかった。



(JAEA) 5.3 汚染発生から管理区域退域までの行動(2/2)

炉室(A-102) (検証作業中)

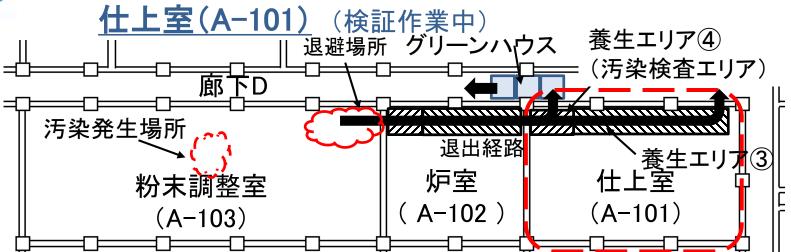
【警報発生後の放管員の初動対応②】

現在までに確認されている改善が必要な事	項 改善改善の方針
• 放管員が実施した床養生の範囲が狭かったが、 加の養生・広い場所への移動指示等をせず、作業 員をそこに待機させたため、クロスコンタミネーションが起こった可能性がある。	- ・作業者間のクロスコンダミネーションの防止 ・ 井置を検討し、養生の老え方、方法に関し

【身体汚染検査①】

現在までに確認されている改善が必要な事項	改善の方針
作業衣の脱装や汚染固定の方法を決めるため簡易 な汚染検査を実施したが、手順書等にこの目的に 合った測定方法が記載されていなかった。	•目的に対応した測定の注意点(測定距離、
・ 身体汚染検査での測定において、ガイドライン及び 手順書で規定されている方法(直接法における測定 距離、間接法の併用)が徹底されなかった。	間接法の併用の要否等)及び汚染状況による脱装時のマスクの取扱いの相違等、状況別の適用原則を手順書に記載する。測定者がそれを適切に理解し実施できるようにする。

5.3 汚染発生から管理区域退域までの行動(1/2)



- ・放管員は作業員Eについて、汚染検査エリアで簡易な身体汚染検査と追加の汚染固定を行った後、装備の脱装(頭部・顔面の汚染検査、半面マスクから全面マスクへの交換を含む)及び脱装後の身体汚染検査を実施した。
- ・放管員は残りの作業員8名(作業員E以外)について、汚染検査エリアで装備の脱装(頭部・顔面の汚染検査、半面マスクから全面マスクへの交換を含む)及び<mark>脱装後の身体汚染検査</mark>を実施し検出下限値未満*¹であることを確認した。
- ・その後作業員6名(作業員A,B,C,E,F,G)はグリーンハウスへ移動した。
- ・残りの作業員3名(作業員D,H,I)は、養生エリア③内で再度、念のため放管員による<u>再度の身体汚染</u> 検査を受け、検出下限値未満**・であることの確認後、順次、廊下に退出した。
- ・脱装後の身体汚染検査の実施場所がクロスコンタミのリスクのある環境であった。
- ・作業員D,H,Iの2回目の測定の記録がない。
- ・必要に応じた間接法の併用が手順書通り行われず不十分な点があった。
- ・脱装の順序はその場の状況で判断した(ガイドラインの記述では臨機応変な対応ができない)

^{*1} 核燃料サイクル工学研究所で、身体汚染検査における検出下限値として、 α 線用サーベイメータによる表面密度測定の管理上の検出下限値0.04 Bq/cm²を統一的に用いている。なお、この検出下限値は法令に定める表面密度限度(4 Bg/cm²: α 線)の100分の1。



5.3 汚染発生から管理区域退域までの行動(2/2) 仕上室(A-101)(検証作業中)

【身体汚染検査②】

現在までに確認されている改善が必要な事項

- ガイドラインでは、「汚染した呼吸保護具は速やかに 脱装し、汚染のない保護具に交換すべき」、「呼吸保 護具は衣服交換後、身体サーベイに異常がないこと を確認してから取り外す」とあり、その時の汚染状況 に応じた臨機応変な対応をとることのできない記載と なっていた。
- 身体汚染検査での測定において、ガイドライン等で規定されている方法(十分密着した測定が実施できない場合に間接法を併用する)が徹底されなかった。
- 放管員が身体汚染検査を行った仕上室(A-101)は、 作業衣の脱装などによるクロスコンタミネーションの おそれがある環境であった。
- 9名のうち3名は仕上室(A-101)での再度の身体汚染検査が最終の検査であったが、記録が作成されなかった。

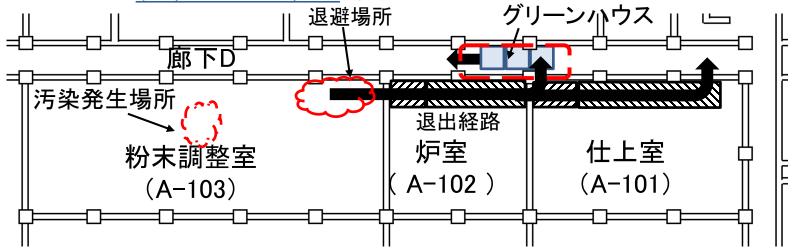
改善の方針

- •(再掲)目的に対応した測定の注意点(測定 距離、間接法の併用の要否等)及び汚染状 況による脱装時のマスクの取扱いの相違等、 状況別の適用原則を手順書に記載する。 測定者がそれを適切に理解し実施できるよ うにする。
- ・最終の身体汚染検査を実施する場所の選 定の基準を手順書に明記する。
- ・検出下限値未満の場合も含め、身体汚染 検査・鼻腔汚染検査に係る試料、記録、メモ の取扱いに関する考え方を整理し、手順書 に明記する。特に身体汚染検査を複数回実 施する場合の適切な記録の在り方を盛り込 む。



5.3 汚染発生から管理区域退域までの行動(1/2)

グリーンハウス(検証作業中)



- ・作業員6名(作業員A,B,C,E,F,G)は、グリーンハウス1及び2(GH-1・GH-2)では下着の状態で、グリーンハウス3(GH-3)では新しい作業衣を着用した状態で身体汚染検査を受けた。
- ・GH-1において、作業員Eの帽子及び作業員Cの左腕部の下着(Tシャツ)と皮膚から有意な値(サーベイメータの指示値で約500 dpm)を検出したが、<mark>偽計数と判断</mark>された。
- ・作業員Cについては、GH-1において皮膚の当該部位を拭き取り検出下限値*¹未満であることを確認するとともに、下着(Tシャツ)の当該部位のテープ固定を実施し、GH-2において下着(Tシャツ)の脱衣を行った。作業員Eについては、GH-1において帽子の当該部位のテープ固定、GH-2において新しい帽子への交換を行った。作業員C、Eについて、GH-1での身体汚染検査ではこれらの偽計数と判断した部位以外は検出下限値*¹未満であり、さらにGH-2、3での身体汚染検査でも検出下限値*¹未満であった。
- ・作業員A,B,F,GのGH-1,2,3での身体汚染検査は、検出下限値*¹未満であった。
- •GH-3での身体汚染検査後、廊下へ退出した
- 偽計数判断の根拠となるαスペクトル測定を行わず、また記録も作成しなかった。



(AEA) 5.3 汚染発生から管理区域退域までの行動(2/2) グリーンハウス (検証作業中)

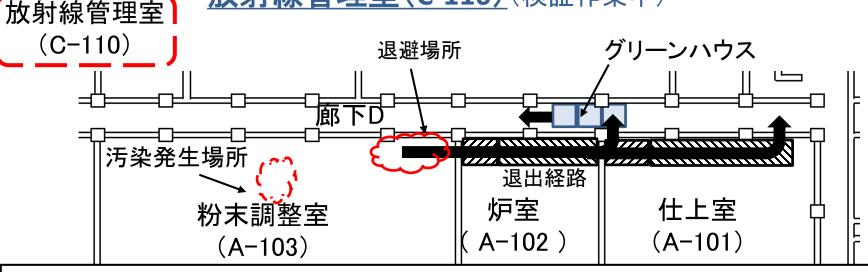
【身体污染検査③】

現在までに確認されている改善が必要な事項	改善の方針
 グリーンハウスで実施した身体汚染検査において、 検出下限値*1を超える値が検出された部位について、α線スペクトルの測定による確認をせずにラドン・トロンの子孫核種による偽計数と判断した。 	・検出下限値を超える計数について、自然放射線核種の影響によるものと判断する場合は、測定によるエビデンスをもって行うことを原則とすることを手順書に明記する。
・作業員9名のうち6名はグリーンハウスでの身体汚染検査が最終の検査であったが、記録が作成されなかった。	・(再掲)検出下限値未満の場合も含め、身体 汚染検査・鼻腔汚染検査に係る試料、記録、 メモの取扱いに関する考え方を整理し、手順 書に明記する。特に身体汚染検査を複数回 実施する場合の適切な記録の在り方を盛り 込む。



5.3 汚染発生から管理区域退域までの行動(1/2)

放射線管理室(C-110)(検証作業中)



- ・作業員9名は全面マスクをずらして鼻スミヤを採取した。
- ・放管員は採取した<u>鼻スミヤ試料をα線用放射能測定装置で測定</u>し、検出下限値未満*2であることを確認した後全面マスクを脱装させた。
- ・作業員9名は退出モニタ(ハンドフットクローズモニタ)での汚染検査を実施した後、管理区域より退出した。
- 鼻スミヤ試料を手順書に従い適切に保管せず、従来の運用上の解釈に従い廃棄した。
- ・管理区域退出前に、最終的に皮膚汚染がないことを確認するための身体汚染検査を放管室等で実施しなかった。また、念のためのシャワーや拭き取りの実施を検討しなかった。

【その後の記録作成において】

・身体汚染検査の記録を作成する際に使用したメモを保管せず廃棄した。また、記録者が記載した汚染状況メモをもとに別の者が作成した記録の内容を、記録者が確認しなかった。

^{*2} 核燃料サイクル工学研究所で、鼻腔汚染検査(鼻スミヤ)における検出下限値として、α線用放射能測定装置による鼻スミヤ試料測定(測定時間:5分)の管理上の検出下限値0.07 Bqを統一的に用いている。



汚染発生から管理区域退域までの行動(2/2)

放射線管理室(C-110)(検証作業中)

【身体污染検査④】

Ξ		
	現在までに確認されている改善が必要な事項	改善の方針
	・ 身体汚染検査での検出下限値*1未満の結果をもって皮膚汚染がないと判断し、念のためのシャワーや拭き取り等の処置は行わなかった。	 ・皮膚汚染のおそれのある身体汚染事象が発生した場合には、脱装終了後、放射線管理室等の適切な場所において最終的に皮膚汚染のないことを確認するための信頼性の高い身体汚染検査を行うよう検討を進める。 ・検出下限値未満の場合でも、念のためのシャワーや拭き取りを実施するなど、汚染事象の状況に応じた追加的な除染措置の必要性を検討し、手順書の見直しを行う。
	• 身体汚染検査の記録を作成する際に使用したメモ をエビデンスとして保管せず廃棄した。また、記録 者が記載した汚染状況メモをもとに別の者が作成し た記録の内容を、記録者が確認しなかった。	•(再掲)検出下限値未満の場合も含め、身体 汚染検査・鼻腔汚染検査に係る試料、記録、 メモの取扱いに関する考え方を整理し、手順 まに明記する、特に良体汚染検査を複数回

- 鼻スミヤ試料を「身体汚染時の対応手順書」に従い 適切に保管せず、従来の運用上の解釈に従い廃 棄した。
- 書に明記する。特に身体汚染検査を複数回 実施する場合の適切な記録の在り方を盛り 込む。

- 本事象に関する作業員、放管員等の行動を評価した結果、以下 に示す共通する課題が抽出されている。
 - ▶ ガイドラインや作業手順に従った行動の重要性の認識を向上させる必要がある。
 - ▶ 各職位が自らの役割を認識し、求められる行動を確実に実施出来るような対策(実践的な教育・訓練)が必要である。
 - 立入制限区域を設定するレベルの汚染発生を想定した対応 を、日頃の作業の中で常に意識していく必要がある。
- これら共通する課題に関しても、現在実施中の更なる改善事項 の抽出及びその対応の検討の一環として、対策の検討を行う。



6. 大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染事故を踏まえたプルトニウム燃料技術開発センターにおける予防処置活動と本事象における検証及び対策

法令報告第2報別添 p23~p27

((JAEA))プルトニウム燃料技術開発センターにおける予防処置の検証及び対策[51]

今回の汚染は、平成29年6月に発生した燃研棟汚染事故の再発防止策(大別して下記10項目)を講じているなかで発生したことから、安全・核セキュリティ統括部部長をリーダーとし、安全・核セキュリティ統括部、核燃料サイクル工学研究所(プルトニウム燃料技術開発センター及び放射線管理部を除く)及び大洗研究所のメンバーにより、プルトニウム燃料技術開発センター及び放射線管理部における燃研棟汚染事故を踏まえた改善の対応状況を検証した。

燃研棟汚染事故の直接原因の対策

- ○対策1 記録保存のルール化
- 〇対策2 貯蔵時の安定化処理・適切な容器材質の選定等のルール化
- ○対策3 燃研棟汚染事故の原因と対策の教育の徹底
- ○対策4 点検とその方法の明確化
- 〇対策5 最新知見の反映
- ○対策6 作業計画の見直し、ホールドポイントの明確化
- 〇対策7 防護具の適切な装着
- 〇対策8 グリーンハウス等資機材管理・訓練
- 〇対策9 除染用洗浄設備の点検、管理要領の見直し
- 〇対策10 身体除染の方法や測定方法に対する手順の明確化

上記10項目を対象として

- プルトニウム燃料技術開発センターにおいて、対策(従前より自主的に実施されていた対策も含む。)が講じられているかについて関連する手順書、記録等の書類により確認した。
- 今回の汚染の発生状況に照らして、講じた対策の実効性についても時系列、手順書等の書類及び作業員等(当時現場にいた要員を中心に約40名)への聞き取り等によって検証した。

【燃料研究棟事故を受けた主な対策】

対策1、2、4、5

核燃料物質の安全・安定貯 蔵のため、貯蔵・管理に関 する基準の改善

核燃料物質の貯蔵に関する 必要な情報の整理・明確化 と記録保存の管理を改善

- 核燃料物質貯蔵の際の有機物除去のための 熱処理、貯蔵容器及びその外側の樹脂製の袋 の定期点検はルール化し実施
- ・樹脂製の袋は、点検での異常の他、貯蔵物の 熱発生量に応じた交換期限を定めて管理
- ・元々貯蔵容器は金属製であるが、金属製容器 の使用等を現場の基準に記載(H30.2)
- 従前より組成や性状情報は管理
- 使用履歴等も管理するよう現場の基準を改訂 (H30.2)

核燃料物質の管理は適切に行われていることを確認。 今回事象が発生したステンレス缶について、バッグイ ン時に樹脂製の袋の膨れは観察されていない。※

検証の

手結

順果

見燃

直研

対置

あき

るた

価の

ഗ

※ Pu-2の事象は、交換した新しい1重目の樹脂製 の袋に貫通孔が生じたものであり、長期保存のガス 発生により樹脂製の袋が破裂したものではない。

核燃料物質の組成・崩壊熱等の記録は管理され、貯 蔵容器の点検記録も保存されていることを確認

教育の徹底

今回の事故の原因と対策に関する教育

・燃料研究棟の事故原因について、業務請負作 業者も含めて教育を実施(H30.3)

|作業者への燃研棟事故の教育は実施されていること| を確認

対策6、7

作業計画の作成方法見直し 取り扱う物質が不明瞭、安全が確認できない場合

等の、リスク管理を考慮した基本的考え方を策定

ホールドポイントの明確化

を確認した場合の作業停止を作業計画に含む

樹脂製の袋の交換は、従来よりグローブボック ス内で実施

- ・グローブボックスの物品の出し入れ(バッグイ ン/バッグアウト)の方法は要領に記載
- ・樹脂製の袋の交換は、グローブボックスを用い てバッグイン/バッグアウトによって行うが、その 方法・ホールドポイントは要領に記載

定常作業で共通要領も整備されており、事前のリスク も検討されていることを確認

ホールドポイントとしてバッグアウト時の汚染検査を定 めていることを確認。しかし、以下の事項について微 底が足りなかったと評価

- 通常と異なる状態を認知した際に作業を一旦停止 し、ルールに基づく核燃料管理者への連絡
- ホールドポイントである汚染検査の実施

対策8、9、10

除染用洗浄設備の点検、 管理要領の見直し

身体除染の方法や測定方 法に関する手順の明確化

- ・従来よりグリーンハウス(GH)資機材を準備。
- 従来より半面マスクのマスクマンテスト、着用時 確認を実施。呼吸保護具の点検もルール化して 実施。
- ・短時間で設営できるGHを開発・準備(H29.11)
- ・大規模汚染を想定した訓練実施(H30.6)
- ・温水シャワー整備、点検をルール化(H30.3)
- ・頭部除染用の廃液タンク付の流し等を配備 (H30.3)
- ・身体除染方法をマニュアルに追記(H30.3)
- ・電動ファン付き半面マスクの導入。(H30.7)
- ・バッグイン/バッグアウト作業等の同室作業者 の半面マスク着用をルール化。(H29.12)

新たなルール、防護具や資機材を整備済みであり、 訓練も定期的に実施していることを確認

- 汚染管理GH設置は適切。
- 適切な呼吸保護具の装着、身体への汚染拡大防 止の措置により内部被ばく、皮膚汚染等を防止でき

なお、今回の事象において除染作業、シャワー設備 の使用はなかった。

部屋からの退出はマニュアルに従い行っていること を確認したものの、内部被ばくの可能性がある場合 の行動の原則についての明確化や、作業者の退出 過程での記録方法の明確化するなど、さらなる改 善が可能であると評価



(AEA)プルトニウム燃料技術開発センターにおける予防処置の検証及び対策 53 全体概要 (1/2)

対策	Puセンターにおける対策の実施状況	予防処置の実効性の確認
1 記録保存 のルール化	・核燃料物質への有機物の混入の有無や使用 履歴も管理するよう、記録の保存をルール化 (H30.2)。新しく定めたルールに基づく記録の作 成については現在取り組み中。 必要な記録の保存は、実施されている。	・事象が発生したステンレス缶ついては、核燃料物質の組成及び崩壊熱等の他、前回の点検記録(錆の状況等)も保存されていることを確認した。 → 情報を共有・継承する観点での記録管理はなされていると評価した。
2 貯蔵時の 安定化処理・ 適切な容器材 質の選定等の ルール化	・有機物を除去するための熱処理(安定化処理)を行うことは作業マニュアルに記載。 ・安全作業基準を改訂し金属製容器の使用等を明記した(H30.2)。 核燃料物質を安定化処理・適切な容器材質の選定等のルール化は実施されている。	・今回の事象が発生したステンレス缶には、安定化処理されたMOX原料紛が収納されており、ルールに基づく貯蔵がなされていることを確認した。 ・また、実際に今回の事象が発生したステンレス缶について、貯蔵中に樹脂製の袋の膨れは認められていない。 → ステンレス缶の核燃料物質は安定な状態で貯蔵されていたものと評価した。
3 燃研棟汚 染事故の原因 と対策の教育 の徹底	・燃研棟汚染事故を踏まえた教育を業務請負作業者も含めて実施しており、作業員9名は、当該教育を受講し、当人たちの理解は十分であった。以上より、作業員への教育は実施されている。	・燃研棟汚染事故の原因と対策について教育を受けた者が作業にあたっていた。異常もしくは異常の兆候があったら立ち止まることは認識していた。 ・作業員は樹脂製の袋の膨れの有無について注意を払っていた。 ・作業員がステンレス缶のバッグアウト時に表面の汚染検査を行わず、2重目の樹脂製の袋への梱包に移行したことについては、赤テープ部の溶着面のサーベイで問題なく、貯蔵容器の熱さ等から不安を感じて、とりあえず2重梱包した方が安全と思った、ことを証言しており、「汚染はない」との認識の上で、作業を急いだものと考えられる。 → 燃研棟汚染事故を事例とした教育によって、今回の作業員の行動を回避することは難しかったと評価した。
4 点検とそ の方法の明確 化	・貯蔵物を収納した金属容器及び樹脂製の袋は、 定期的に点検することを作業マニュアルに定め て点検を実施している。 ・定期点検にて、樹脂製の袋の亀裂又は膨れ、 変色、容器の錆を確認するほか、貯蔵物の集積 発熱量で交換基準を定めて交換を行っている。	・樹脂製の袋の交換基準は長年運用されてきたルールである。その点検及び管理方法は妥当なものと考えられる。 ・今回の事象が発生したステンレス缶について、貯蔵中の樹脂製の袋の膨れは認められていない。 → 貯蔵容器は定期的に点検を行い、管理されていたものと評価した。
5 最新知見 の反映	・海外情報調査のほか、米国との専門家会合で 情報交換するなど、センター要領への反映に向 けて取り組まれている。	燃研棟汚染事故を踏まえ、プルトニウム燃料技術開発センターとして積極的に 海外情報調査・情報交換を進めている。 → 取り組みは実施されていると評価した。

(JAEA) プルトニウム燃料技術開発センターにおける予防処置の検証及び対策54]

	全体概要(2/2)		
対策	Puセンターにおける対策の実施状況	予防処置の実効性の確認	
6 作業計画 の見直し、 ホールドポイントの明確化	作業計画上必要な検討は実施されている。 ①使用の際のリスク評価 ・会議体でバッグイン・バッグアウト作業に潜むリスクについて議論され、要領に反映されている。 ②使用設備・機器、使用方法及び手順並びにホールドポイント ・基本動作マニュアルに記載されている。 ③作業員の力量 ・認定制度に基づき行うこととしている。 ④作業の体制 ・請負作業の安全管理体制は明確である。	①使用の際のリスク評価 ・バッグイン・バッグアウト作業のリスクの検討は、会議体で議論され、実施されていたと評価した。 ②使用する設備・機器、使用の方法及び手順並びにホールドポイント・予防処置活動について、その徹底が足りなかったと評価した。 ➡「更なる対策の必要性(1)ホールドポイント」参照 ③作業員の力量評価 ・作業員は、必要な力量を満足することを確認の上、グローブボックス作業者に認定されていた。力量評価は実施されていたものと評価した。 ④作業の体制 ・予防処置活動について、その徹底が足りなかったと評価した。 ➡「更なる対策の必要性(1)ホールドポイント」参照	
7 防護具の 適切な装着	 ・呼吸保護具の点検項目等を定め、年1回点検。 ・グローブ作業、バッグイン・バッグアウト作業等の場合、同室作業員も半面マスクを着用することとした。(H29.12) ・電動ファン付き半面マスク導入・本格運用を開始した。(H30.7) 	・作業員9名全員が半面マスク(うち7名が電動ファン付き)を着用していた。 ・今回9名全員の作業衣等に汚染が確認されたものの、内部被ばくは防止することができた。 → 電動ファン付き半面マスクの導入や、同室作業員の半面マスク着用、それらの管理等は有効であったと評価した。	
8 グリーン ハウス等資機 材管理・訓練	・短時間で組立・設置可能なグリーンハウスを開発し常備した。(H29.11) ・グリーンハウスの設置を伴う大規模汚染の発生を想定した訓練を実施した。(H30.6)	・新たに開発されたグリーンハウスや訓練は効果があったと評価した。 ・一方、資機材を整備し、定期的な訓練を実施するなどの対策を講じてきたが、対策10の検証の結果、汚染発生状況に応じた対応の観点から、訓練が十分実践的なものになっていなかった。 ➡「更なる対策の必要性(2) 身体除染の方法や測定方法」参照	
9 除染用洗 浄設備の点検、 管理要領の見 直し	・温水シャワー設備を補修し、点検マニュアルを整備した。(H30.3)・頭部の除染用の椅子及び廃液タンク付きの流しを緊急除染室に配備した。(H30.3)	・今回、シャワー設備は使用していない。 → 温水シャワーを整備し点検方法のルール化、頭部除染用の廃液タンク 付の流しを配備する等の取り組みに特に問題はないと評価した。	
10 身体除染 の方法や測定 方法に対する 手順の明確化	・機構としてのガイドラインの制定を受け、Puセンターの基本動作マニュアル、放射線管理第1課の手順書等に内容を反映した。(H30.3)・二重作業衣脱装方式の適用性を訓練を通し確認。	・事故発生後、退出は、手順書等に従って行われ、汚染部の固定や二重作業衣脱装方式などにより、身体への移行を抑止できたものと評価した。 ・ただし、内部被ばくのおそれがある場合の速やかな退避、汚染検査とその記録作成方法等について、実効性を高めるための対応が必要である。	

➡「更なる対策の必要性(2) 身体除染の方法や測定方法」参照

・身体除染訓練は年1回実施している。

((JAEA))プルトニウム燃料技術開発センターにおける予防処置の検証及び対策[55]

更なる対策の必要性「(1) ホールドポイント」

目的:汚染拡大を防止するため、重要なポイントで立ち止まり確認することを徹底する

ホールドポイント等の遵守、現場責任者の作業管理

- ✓ 貯蔵容器の温度が高いという、通常と異なる状態を認知したものの作業員間で共有せず、樹脂製の袋の溶着部・手部の汚染検査で異常がないことから、核燃料管理者に連絡しないまま樹脂製の袋の表面の汚染検査をせずに次の作業に移行した。
- ✓ 現場責任者はグローブボックス作業をして おり、汚染検査の省略を確認し、次の作業 への移行を止められる状況になかった。 (作業管理を行う上で適切な作業体制とはなっ ていなかった。)

- ✓ 通常と異なる状態を認知した際、作業を一旦 停止しその内容について作業員間で共有す るとともに、ルールに基づき核燃料管理者に 連絡することを再徹底する。
- ✓ 現場責任者が作業管理を適切に行えるよう 作業計画を立案し、現場責任者は、作業を 確認できるような位置で、ホールドポイ ント等での確認が確実に実施されるよう 作業管理を行う。
- ✓ 作業における温度管理、作業員への注意 喚起等について検討する。



汚染拡大や内部被ばくを防止するため、指揮者(現場責任者、サーベイ指揮者)が何をすべきだったかを含め、今回の汚染をテーマに各職場で事例研究を実施する。

(AEA)プルトニウム燃料技術開発センターにおける予防処置の検証及び対策[56] 更なる対策の必要性「(2)身体除染の方法や測定方法(1/2)」

目的:作業員の内部被ばくを防止するため、速やかな退避、除染等の措置や身体汚染時の 測定・記録を適切に行う

① 基本原則の徹底不足(発災場所と管理者・現場指揮所等のコミュニケーション)

問題点

- ✓ 作業員4名の手は養生等をされていたため、現場指揮所や近くの職員 との連絡は十分取れなかった。管理者・現場指揮所には、現場の状況 が十分伝わらず、速やかに退出する旨の指示を伝えられなかった。
- ✓ 基本動作マニュアルには、機構のガイドラインの基本的な考え方(内部 被ばく防止を汚染拡大より優先、内部被ばくのおそれのある場合の汚 染拡大の許容)は必ずしも明示されていない。
- ✓ PHSや廊下の窓から声と身振りで退出を指示したが、作業員には汚染拡大よりも退出を優先してよいとの意図が伝わらなかった。
- ✓ 退出指示のためページング又は館内放送を使用しなかった。
- ② 放管員の準備(全面マスク・タイベックスーツ)開始の遅れ

対策

- 空気汚染により内部被ばくの可能性がある場合の行動について、機構のガイドラインで示している退出にあたっての基本的な考え方を再徹底する。
- ✓ 事故時の状況把握や退避指示の伝達について検討し、必要な改善を行う。(例:ページング、館内放送等の活用も視野に、緊急時の指示のあり方について検討する。)

問題点

- ✓ 警報吹鳴後、現場指揮所は速やかに作業員を退避させ、並行して装備 の準備を進めておく必要があった。放射線管理第1課長は、汚染した 作業員の数や汚染状況の把握ができなかったため、警報吹鳴の約1 時間後に汚染検査等を行う要員の防護装備の指示を出した。
- ✓ 多くの対応要員が必要となったため、準備していた資機材では足りず、 追加資材の準備に若干時間を要した。
- ✓ 退避場所(A-102)の養生の範囲が狭く、退出・待機の間にクロスコンタ ミネーションが起こった可能性が高い。
- → 資機材整備、定期的な訓練などの対策を講じてきたが、汚染発生状況 に応じた対応の観点から、訓練が十分実践的なものになっていなかった。

対策

- 退避を伴う場合に、その時点で必要 な装備の準備を進めるよう改善する。
- ✓ 退出時の適切な養生方法を検討する。
- ✓ 汚染の状況に応じた対応要員配置・ 役割確認、速やかな資機材の準備、 養生・グリーンハウス等の場所や方 法を確認し、事故対応に活かせるよう、より実践的な訓練を検討し実施 する。

(AEA)プルトニウム燃料技術開発センターにおける予防処置の検証及び対策[57] 更なる対策の必要性「(2)身体除染の方法や測定方法(2/2)」

③脱装順序、汚染検査の方法、詳細な汚染検査の場所の設定がガイドラインと比較して不十分

問題点	対策
顔等の汚染検査の方法が不十分であった(凹凸のある部分の 間接法による測定等より詳細な測定が不十分)。	呼吸保護具面体の接顔部や内側の狭隘部等の間 接測定法による測定を徹底する。
脱装場所と同一の場所で詳細な汚染検査を実施していた。	最終の汚染検査は、装備の脱装場所ではなく、汚 染の可能性のない場所で実施することを徹底する。
最初の1名は、脱装後に頭部の汚染検査をした上で半面マスクを全面マスクに交換したが、2人目以降は、2重目の作業衣着用による汚染飛散防止措置を講じた上で、最初に半面マスクから全面マスクへの交換を行った。	装備の脱装場所や防護装備を外す順番等、内部被ばくの可能性がある場合の処置について再検討する。
グリーンハウスで実施した汚染検査において腕や帽子等に検出 下限値を超える値の検出が認められたものの、α線スペクトルに よる確認をせず、偽計数と判断した。	身体汚染検査の最終的な測定において、万一、検 出下限値を超える値を認めた場合の措置について、 客観的な判断を行うための手順を明確にする(αス ペクトルによる定性分析等、確認方法の明確化)

4記録の作成方法に関する事項

_④記述の作成力法に関する事項	
問題点	対策
記録者から受け取った汚染状況のメモを記録用紙に転記した後、記録者に記載内容を確認しなかった。	原則として記録者が要領書などに基づく記録を作成することを徹底する。
鼻スミヤ試料は、手順書では指示があった場合に廃棄することになっているが、従来から検出下限値を超える値の検出がない鼻スミヤの 試料は廃棄するよう運用していた。今回の試料も従来の運用に従い 廃棄した。	記録を作成するにあたって用いた試料は、事故・トラブル等の対応が完了するまで保管することを明確化する。



汚染の状況に応じた事故対応に活かせるよう、緊急時に各立場の者が実施 すべき事項を意識した、より実践的な訓練を検討し、実施する。



7. 今後の対応

法令報告第2報別添 p27~p28



今後の対応(1/2)

- 平成31年1月30日の事象発生後、事象発生に至る原因の究明 及び現場復旧等に取り組んできている。
- 本汚染事象に関しては、調査結果を基に発生原因を推定し、 原因に対する再発防止対策を策定した。
- 現場復旧として、粉末調整室(A-103)の汚染検査、除染作業を 進め、平成31年2月21日に保安規定に基づく立入制限区域を 解除した。
- 粉末調整室(A-103)は、一部ビニルシートで養生している部分 も存在しており、特殊放射線作業計画を立案し、2019年6月末 までに終了させることを目標に除染作業を実施している。
- 更なる安全性の向上を図るために、引き続き行動評価を実施 し、改善事項の抽出、対策の追加検討を行っていく。



今後の対応(2/2)

- ○本事象の発生原因、現在までに抽出された更なる改善事項及び燃料研究棟における汚染事故を踏まえた本事象における検証において、人的要因が多く抽出されている。
- 今後、人的要因による間違いを無くしていくためには、教育・訓練を充実させる必要がある。
- ○教育・訓練に当たっては、目標達成のために適切な目的を持って実践的な教育・訓練を計画するとともに、目的を理解し意識をもって参加しなければ、教育・訓練の本当の目標は達成されないことを念頭に、再発防止対策の柱の一つとして、今後の教育・訓練の在り方について検討を進める。
- 更に、作業計画立案やKY・TBMに関しても、汚染発生時の対応の観点で適切に実施出来るように対応の検討を進める。
- これらの検討結果については、第3報として取りまとめ平成31 年3月末日までに報告する予定である。



参考資料一覧

参考資料- 1:貯蔵容器のバッグアウト作業イメージ

参考資料- 2:核サ研で用いられているα線用サーベイメータ

参考資料- 3:ステンレス缶の一重目の樹脂製の袋の観察結果

参考資料- 4:樹脂製の袋の再現模擬試験

参考資料- 5:樹脂製の袋に対する熱及び錆の影響

参考資料- 6:汚染物質の飛散量の評価

参考資料-7:ステンレス缶表面に付着していた汚染物質の量の評価

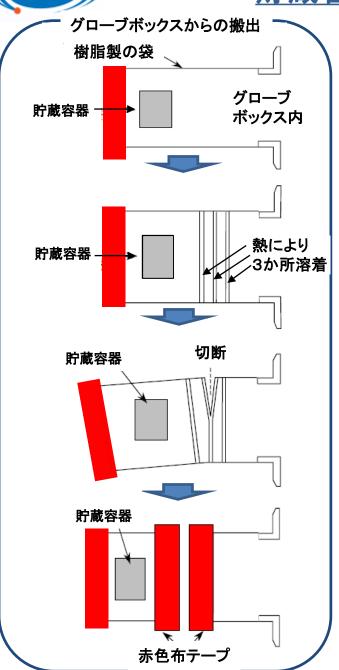
参考資料- 8:貯蔵容器の熱解析・評価

参考資料- 9:各職務の役割に対する実施状況の検証

参考資料-10:鼻腔汚染検査(鼻スミヤ)測定記録の修正について

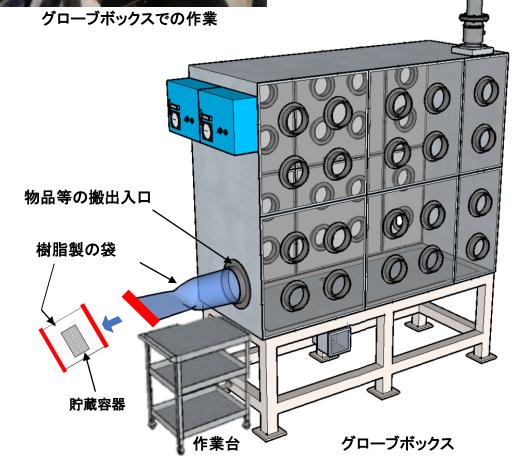


<u>貯蔵容器のバッグアウト作業イメージ</u>【参考資料-1】





「グローブボックス」とは、核 燃料物質をボックス内に閉じ 込めて作業する設備。ボック ス内の作業を左図のように 手袋を介して行う。





核サ研で用いられているα線用サーベイメータ(1/2)

① 指示値、計数率、計数音の関係

核サ研で用いているサーベイメータの多くは以下の理由により、指針から読み取る値(=指示値)がcpm単位でなく、dpm単位で表示されるよう回路を調整している。ただし、計数音は検出器での計数に合わせて発するためcpm単位の値に対応する。

- dpm単位の指示値を60で除すことにより簡単に放射能(Bq)が計算できる。
- 表示レンジが0~2000(×1,×10,×100,×1.5k)であるため, 測定値が数~数十cpmの場合 cpm表示ではほとんど針の振れが確認できないが, dpm表示であればcpm単位の値を十数倍 した値を表示するため, 針の振れが明瞭に識別しやすく, 汚染を見落とすリスクを低減できる。



(a)cpm指示



(b)dpm指示

図 14 cpm(約0.04 Bq/cm²)相当の強度の線源を測定したときの指針の振れの例 (dpm指示の方が振れが大きく、識別が容易)



核サ研で用いられているα線用サーベイメータ(2/2)

②dpm表示での測定における表面密度、指示値及び計数音の関係

dpm表示するよう調整したサーベイメータ(この調整を施したサーベイメータはメータ部分に「SOURCE CAL.」表示又は「dpm」シールを貼って識別している)を用いた測定で得られる値の関係は以下のとおりである。

表面密度	指示値	計数率※2	サーベイ時の計数音※2		
0.04 Bq/cm ² ^{※1}	220 dpm	22 cpm	3~4回/10秒	2~3秒に1回	

※1 サーベイメータを用いた直接法での表面密度測定における管理上の検出 下限値として所内で統一的に使用している値。法令に定める表面密度限度 (4Bq/cm2:α線)の100分の1

4 Bq/cm²

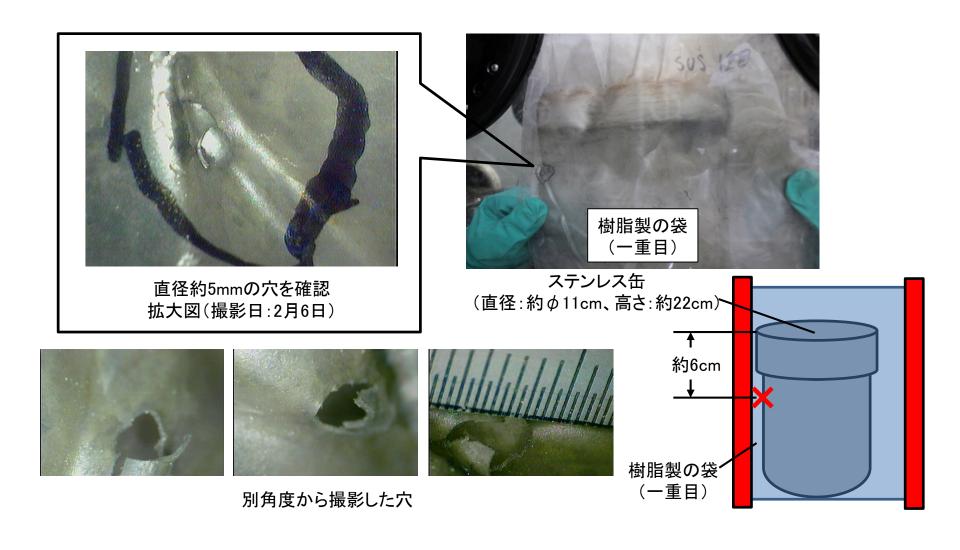
※2 機器効率を保守点検の実績(0.26~0.54)の中央値0.4として算出

(参考)

- ·法令(規制委員会の線量告示(第4条))に定める表面密度限度(a)
- 法令に定める管理区域の設定基準/物品の持ち出し基準(α) 4×10⁻¹ Bq/cm²
- ・使用施設放射線管理基準(第2-10表)に定める管理目標値(α) 4×10⁻² Bq/cm²



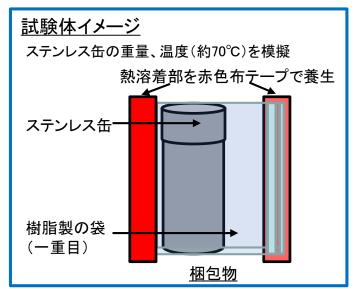
ステンレス缶の一重目の樹脂製の袋の観察結果

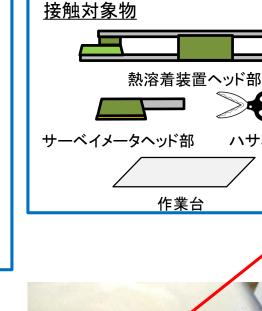


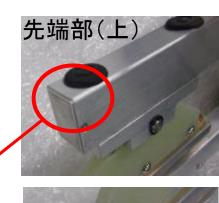


樹脂製の袋の再現模擬試験(1/3)

当日の状況を再現して、樹脂製の袋に熱溶着装置ヘッド部を接触させる試験 を行い、汚染事象が発生した樹脂製の袋の穴と比較した。

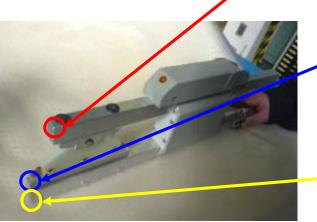








試験に使用した熱溶着装置ヘッド部 (当時使用していたものと同じタイプ)



ハサミ

先端部(下)

先端部(中)

粉末調整室(A-103)で使用していた作業台



樹脂製の袋の再現模擬試験(2/3)

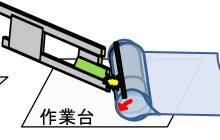
試験パターン



パターン1-1 梱包物を熱溶着装置 ヘッド先端部(上)に接触



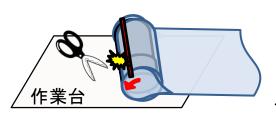
パターン1-2 梱包物を熱溶着装置 ヘッド先端部(中)に接触



パターン1-3 梱包物を熱溶着装置 ヘッド先端部(中)に接触



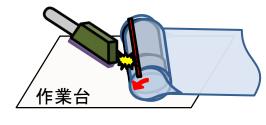
ハターン1-4 熱溶着装置ヘッド部の 先端部(下)を梱包物に接触



パターン2-1 梱包物をハサミに接触



パターン2-2 ハサミを梱包物に接触



パターン3-2 サーベイメータヘッド部の 先端角部を梱包物に接触



パターン4-1 写真参照 梱包物を作業台端部 に接触

作業台

パターン4-2 梱包物を作業台角部 に接触

パターン3-1 梱包物をサーベイメータ ヘッド部に接触

・パターン1-3、2-1及び3-1の試験では、ステンレス缶が樹脂製の袋に包まれた状態もしくは梱包物の状態で、転がすように押し当てた。



樹脂製の袋の再現模擬試験(3/3)

汚染事象が発生した樹脂製の袋の穴(約5mm)





熱溶着装置先端部との接触試験結果(1) パターン1-1 試験による穴 熱溶着装置ヘッド部との接触イメージ (約6.65mm)





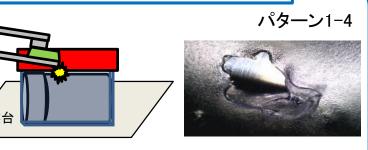
熱溶着装置ヘッド部との接触イメージ

パターン1-3



試験による穴 (約4.90mm)





試験による穴 熱溶着装置ヘッド部との接触イメージ (約4.93mm)

【試験結果】

熱溶着装置のヘッド部先端に接触した際に、汚染事象が発生した樹脂製の 袋の穴と類似した穴を確認した。



樹脂製の袋に対する熱及び錆の影響

熱の影響

- ○ステンレス缶の表面温度(最大67°C)及び重量を模 擬した環境で、樹脂製の袋の損傷の確認を実施した。
- ○温度を約70°C、約80°C、約90°Cにしたステンレス缶 の端部を把持し、1分間荷重をかけたが、傷及び穴は 発生しなかった。

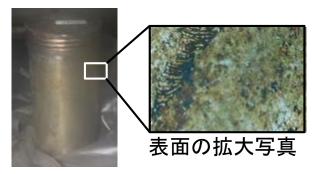




試験の状況

錆の影響

- 錆を模擬したステンレス缶を樹脂製の袋で梱包し、グローブボックスから缶を引き出し、その際に発生する傷の確認を実施した。
- 試験の結果、樹脂製の袋に細かな擦り傷は発生したが、穴までには至らなかった。



ステンレス缶の錆の状況



模擬錆缶



試験後の樹脂製の袋



汚染物質の飛散量の評価

○ 粉末調整室(A-103)等の汚染検査結果に基づき、不確かさが大きい情報 については保守性を考慮して、汚染物質の飛散量を以下の通り評価した。

<u>粉末調整室(A-103)における汚染物質の飛散量の評価結果</u>

	床面	1.1 MBq	
	壁面•天井面	0.5 MBq	の2倍の面積(表面の凹凸を保守的に考慮)
床面、壁面、天井面、グローブ ボックス外表面及び周囲の作	グローブボックス外表面	0.5 MBq	に均等に広がっていると想定
業台等	作業台等	0.1 MBq	局所的に表面密度が高い場所の周囲1㎡の 範囲が同様に汚染していると想定
	計	2.2 MBq	
給気フィルタや排気口		0.6 MBq	放射線管理機器用の吸引口のろ紙の最大値の10倍が放射線管理機器の吸引口、グローブボックスの給気フィルタ、粉末調整室(A-103)の排気口へ移行したと想定
作業員の装備		0.2 MBq	身体汚染が身体表面全体に広がっていると 想定
合 計		約 3 MBq(0.2 m	gPu相当)

- 〇ステンレス缶の表面をネルスミヤで拭き取り、非破壊分析装置で測定した。その結果より、付着していた汚染物質の量を約30 mgPuと評価した。(参考資料-5参照)
- これらの結果から、ステンレス缶表面全体に付着していた汚染物質の1 %弱程度が飛散したと推定した。

ステンレス缶表面に付着していた汚染物質の量の評価

○ ステンレス缶表面を拭き取り、汚染物を採取し非破壊測定を行うことにより、 缶表面に付着している汚染物の量を評価した。



(JAEA

ステンレス缶表面の 汚染物を半分拭き取 り採取



熱外中性子測定装置 (プルトニウム240実効質量を測定)



高純度ゲルマニウム検出器 (プルトニウム同位体組成比を測定)



測定結果____

: 1.6mgPu

拭き取り効率:1/10

ステンレス缶拭き取り面積:1/2

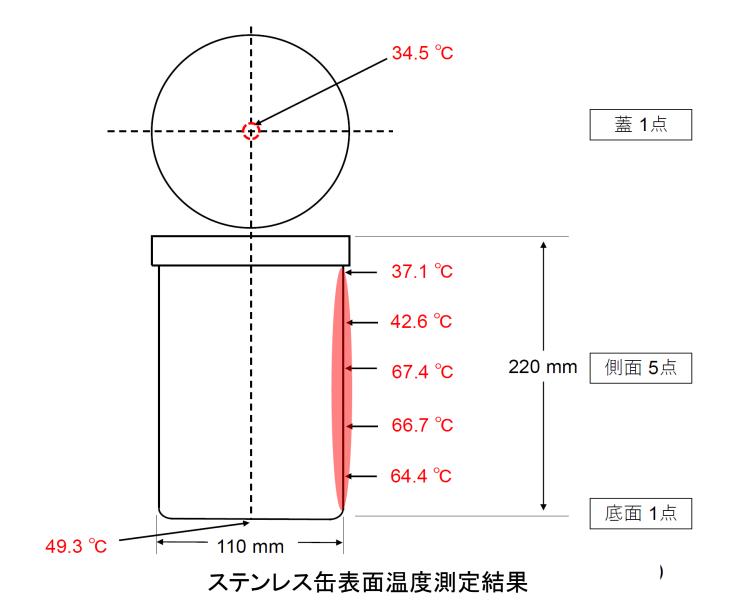
全付着量

:約30 mgPu



<u>貯蔵容器の熱解析・評価(1/2)</u>

ステンレス缶表面温度測定結果

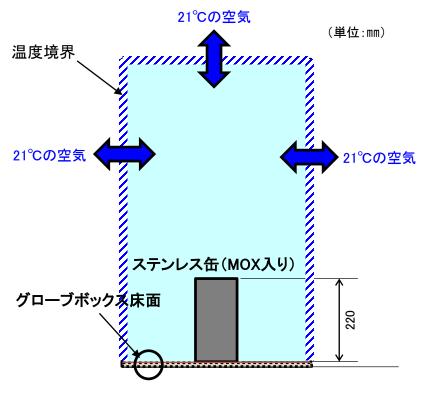




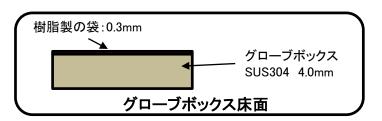
貯蔵容器の熱解析・評価(2/2)

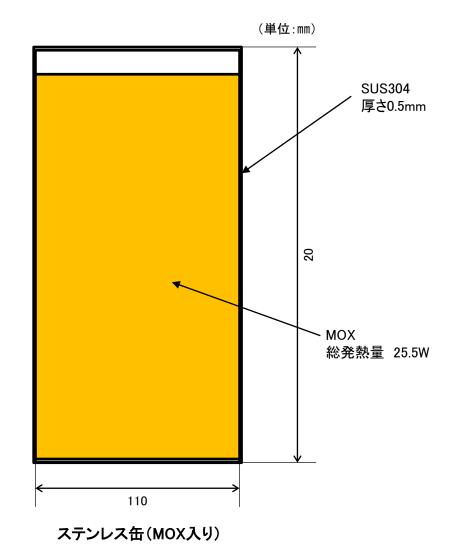
貯蔵容器の熱解析の概要

汎用熱流体解析コードANSYS Fluentを用いて、<u>自然対流(グローブボックス内の空気の流れ</u>は未考慮)を想定した定常状態における当該貯蔵容器(ステンレス缶)の熱解析を実施する。



解析モデル(グローブボックス床面を考慮したモデル)

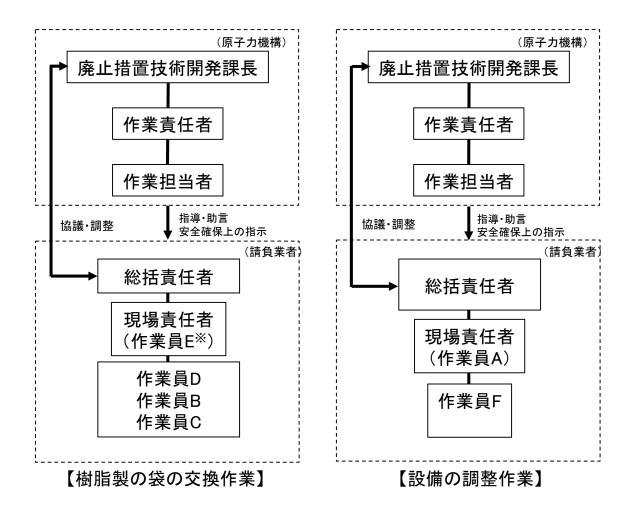






各職務の役割に対する実施状況の検証(1/3)

作業の体制図



※: 汚染事象発生後の粉末調整室(A-103)内での対応を指揮



各職務の役割に対する実施状況の検証(2/3)

機構側の各職務に対する実施状況

	職名	職務	実施状況		
	作業担当課長	請負業者の総括責任者等に対して、関連する研究所の規則や基 準類を提示し、請負業者全員に遵守させる。	総括責任者に規則や基準類は提示したが、 結果として、請負業者にマニュアルを遵守さ せることはできなかった。		
		請負作業(年間請負作業を除く。)の実施中は、保安立会いを実施又は保安立会をしない場合は随時作業現場を巡視し「作業計画書等」の記載事項に逸脱していないことを確認するとともに、保安上必要と認めた場合は現場責任者に対し指導・助言を行う。	今回の作業は、年間請負作業であるため、 保安立会いは実施していないが、定期的に 現場を巡視し、保安上の助言を行っている。		
機	作業責任者	作業責任者は、作業担当課長の職務を補佐し作業担当者を指揮・監督する。	作業責任者は、作業開始前のKYに同席し、 内容を確認した後、各作業現場を見廻り、 安全確保上の指示を行っている。		
構 側	作業担当者	作業の進捗状況、工事等の施工管理状況、作業現場の環境管理 状況等を適宜確認し、総括的な安全管理を含め作業全体を掌握 する。	作業責任者とともに、作業開始前のKYに同席し、内容を確認した後、各作業現場を見廻り、安全確保上の指示を行っている。		
		作業担当課長が利用許可した施設・設備等の安全確認をする。	当日、請負側が実施した始業前点検の結果、異常があるとの連絡はなかった。		
		請負作業(年間請負作業を除く。)の実施中は、保安立会いを実施又は保安立会をしない場合は随時作業現場を巡視し「作業計画書等」の記載事項に逸脱していないことを確認するとともに、保安上必要と認めた場合は現場責任者に対し指導・助言を行う。	今回の作業は、年間請負作業であるため、 保安立会いは実施していないが、作業開始 前のKYに同席し、内容を確認した後、各作 業現場を見廻り、安全確保上の指示を行っ ている。		



各職務の役割に対する実施状況の検証(3/3)

請負側の各職務に対する実施状況

	職名	職務	実施状況		
		当該請負作業の履行に当たり、作業担当課長と必要な協議・調整 を行う。	請負作業全般について協議・調整を行っている。		
		現場責任者が作業者を兼務する場合は、必ず作業担当課長と協 議する。	協議した上で、現場責任者が作業者を兼務することとした。		
	総括責任者	当該請負作業に係る自社作業員の人員配置、工程管理、作業指示、安全管理等一切の事項を処理する。	請負作業に係る管理業務を遂行した。		
		自社作業員に当該請負作業の規則や基準類を遵守させる。	結果として、マニュアルを遵守させることが できなかった。		
請負側		自社作業員に対する注意喚起及び遵守徹底を図り、安全の確認・ 確保に努める。	朝会等の場において、注意喚起及び関係 法令・規則等遵守徹底を図っていたが、結 果として、マニュアルの遵守徹底が不十分 であった。		
	現場責任者	現場責任者は、作業現場に常駐し、作業管理に責任を持ち、規律 の維持、労働災害防止にあたる。	当日、作業現場に常駐していたが、作業管理を十分果たせず、結果として汚染が拡大する事象が生じた。		
		作業開始前のTBM等において、作業者の健康状態、作業内容、 役割分担、注意事項等を確認する。	作業開始前のTBMにおいてステンレス缶が 高線量であることについて周知した。		
		作業開始前のKY等において危険ポイントを認識させ、作業中にも 適宜、安全を確認する。	作業開始前に行ったKYにおいて、危険要因を抽出し、危険ポイントを認識させた。 なお、作業中の安全確認については、不十分であり、結果として汚染が拡大する事象が生じた。		



鼻腔汚染検査(鼻スミヤ)測定記録の修正について

【経緯】

- 事象発生当日(1月30日)に9名の鼻スミヤ試料を測定し、異常の無いことを確認した後、「身体 汚染時の対応手順書」に従い、「身体サーベイ記録(一覧)」に9名各々の試料採取時刻、測定 終了時刻、判定(良/否)を記録した。従来から有意な検出がない鼻スミヤの結果は、「身体 サーベイ記録(一覧)」の鼻スミヤの判定を記載する運用となっていた。
- 翌日頃、放射線管理第1課長から「鼻スミヤ測定記録シート」(以下「シート」という。)を作成するよう指示を受けた放管員2名は、その後、測定時にとったメモが見当たらなかったことから、2カウント以下であった記憶をもとに「検出量」の欄に1カウント/5分又は2カウント/5分と記載した。その後(2月28日)、実際の9名分の値を記録したメモが発見されたため確認したところ、そのうち6名分で、シートの値と測定の際メモされた値が異なることが判明した。
- この測定における検出限界計数は0.9cpmであることから、5分間測定で4以下のカウントは「検出下限値*未満」となる。今回メモから確認された9名の測定結果は0、1、2(カウント/5分)のいずれかであったことから、「検出下限値*未満」の判定への影響はない。
 - * 核燃料サイクル工学研究所で、鼻腔汚染検査(鼻スミヤ)における検出下限値として、α線用放射能測 定装置による鼻スミヤ試料測定(測定時間:5分)の管理上の検出下限値0.07 Bqを統一的に用いている。
- シートは記録修正のルールに従い修正した(3月8日)。

【見解】

- 曖昧な記憶で記録を作成することは、判定結果の如何にかかわらず測定の信頼性を損なう不適切な行為である。徹底した原因究明と再発防止を進める。
- 手順書上、異常なしの場合にはシートを作成することは明記されていなかったため、課長の指示でシートの作成を開始した。異常の有無にかかわらずシートを作成する手順であればメモを 紛失することはなかった可能性がある。



鼻腔汚染検査(鼻スミヤ)測定記録の修正について

鼻スミヤ測定結果(修正前後の比較)

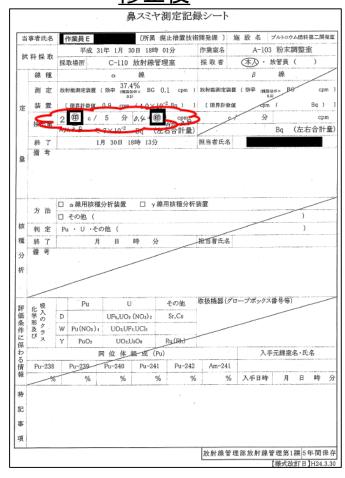
<u>修正前</u>

当	事者氏名		₽F.	業員E	(Pri	属廃	止措置技術	開発課]	施設名	プルトニ	ウム燃料	第二陽発宝	
-	sted date such	平成·31年 1月 30日 18時 01分					作業室名	室名 A-103 粉末調整室					
kar	料採取	採用	改場所	C-11	0 放射	線管理	里室 ·	採取者	本》 ·	放管員	(.)	
	線 種			α	線			β 線					
	測定 統射能測定装置 (効率 後級務準× BG 0,1 cpm 6.5)					l cpm)	放射能測定装置 (効率 (地震物形× B8 cpm)						
定	装置	E	摄界龄数位	100	m (1.0	×10	2001	· 〔 阻界計量	# 05	m (.		Bq) .]	
	検出量	E	1. c.	/ 5 3	3	0.2	, cpm		4 5	1		cpm -	
	1,74,104,185	< 7×10 ⁸ Bq (左右合計量)						Bq	(左右	合計量)			
	終了		- 1	1月 30日	18時 1	3分		担当者氏名					
赴	備考												
		800		7.					i i				
	方法		α線用核 その他(種分析装置		γ線	用核種分析	装置)		
複	判定	判定 Pu・U・その他 ()					
雅	·終了			月日	時	分 ·	_	扭弯者氏名					
分	備考	-	4			-							
折													
	_												
評	74. 吸		Pu		U		その他	取扱機器(グローブボックス番号等)					
	学みの	D	-	UFe,U	O2 (NO3)	2	Sr,Cs						
価条件に	化学形及び	W	Pu (NOs)4 UOs.	ÚF4,UCI4	1					. 1		
に保	4 7	Y	PuOs	UC	Dz.UsOs		Ru (Rh)						
b:		同位体組成 (Pu)						入手元牒室名 • 氏名					
る情	Pu-238	T	Pu-239	Pu-240	Pu-	241	Pu-242	Am-241	,				
報	%	+	%	. 9	6	%	.%	9/	6 入手日期	9 月	B	. 時 分	
特													
ie l													
									86 (0)				
事											57 7		

測定結果の記憶を元に記録を作成



修正後



測定当日のメモを元に記録を修正

記録の修正による検出下限値未満に変更はなく、法令報告書(第2報)の修正なし



鼻腔汚染検査(鼻スミヤ)測定記録の修正について

鼻スミヤ測定結果(修正前後の比較)

<u>修正前</u>

<u>修正後</u>

作業員	検出量 (c/5分)	検出量 (Bq)	作業員	検出量 (c/5分)	検出量 (Bq)
Α	1	検出下限値未満*	А	1	検出下限値未満*
В	1	検出下限値未満*	В	1	検出下限値未満*
С	1	検出下限値未満*	С	1	検出下限値未満*
D	1	検出下限値未満*	D	0	検出下限値未満*
Е	1	検出下限値未満*	Е	2	検出下限値未満*
F	2	検出下限値未満*	F	0	検出下限値未満*
G	2	検出下限値未満*	G	0	検出下限値未満*
Н	2	検出下限値未満*	Н	1	検出下限値未満*
I	2	検出下限値未満*	1	0	検出下限値未満*

^{* 7×10&}lt;sup>-2</sup>Bq(ZnSシンチレーション検出器を用いた放射能測定装置(5分間測定)の検出下限値)



記録の修正による検出下限値未満に変更はなく、法令報告書(第2報)の修正なし